

平成30年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成30年6月15日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	東郷 克己	2番	山崎 敦志
3番	長谷川崇朗	4番	橋 俊明
5番	坂口 重良	6番	岩井智恵子
7番	津村 俊二	8番	矢野 隆行
9番	田中 陽介	10番	稲垣 誠亮
11番	山本 剛	12番	鈴木 市朗
13番	工藤 義明	14番	野並 享子
15番	東郷 正明	16番	北村五十鈴
17番	荒川 泰宏	18番	立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	総務部長	小山 日出夫
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	吉川 武克
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（矢野隆行君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は昨日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長（矢野隆行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第13番、工藤義明議員、第14番、野並享子議員を指名いたします。

ここで、赤坂健康福祉部政策監より訂正の答弁を求められておりますので、これを許します。どうぞ。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 議員の皆さん、おはようございます。

昨日の一般質問、岩井議員の平成30年度ロードマップ、平成29年度実績評価についての7点目でございますが、地域医療あり方と連携についての質問でございます。質問通告書に記載の会議の名称が「地域医療を考える会」という名称で通告いただいておりますが、実際、質問の際には「地域医療あり方検討会」と、野洲市で使用しております名称の方で発言されたんですが、私とその発言をちょっと聞き漏らしていた関係で、答弁の中では「地域医療を考える会とは本市では地域医療あり方検討会にあたると思います」という、修正の部分も答弁で発言しました。その部分の削除をお願いいたしたく思います。

以上でございます。

(日程第2)

○議長(矢野隆行君) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第8号、第7番、津村俊二議員。

○7番(津村俊二君) おはようございます。第7番、津村俊二でございます。

本日は3項目にわたって、質問させていただきます。

まず1番目に、在宅医療・介護連携推進事業について伺います。

住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていくことは多くの人の願いであると思います。そのためには患者、そして支える家族を中心として、医療機関と介護事業者などが連携を密にして、一体的にサービスを提供していくことが望まれます。また、特養をはじめ、介護施設へ申し込みしても入所できない高齢者の方々がおられます。ますます在宅での医療、介護、見守りを評価していかなければなりません。在宅医療・介護連携推進事業は、平成27年度より介護保険法の地域支援事業として位置付けられた全国で展開されている取り組みであります。本事業では、地域の在宅医療の提供体制の確保についてそれぞれの市町村が主体となって医師会等を連携しながら取り組むこととされています。

1、従来、医療は専門医療の病床整備が2次医療圏ごとに行われるなど、主に都道府県が担っている分野であります。このたび、市町村が在宅医療の基盤整備の実施主体とされたことの背景、意義、また市に求められている責務と役割について伺います。

○議長(矢野隆行君) 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監(赤坂悦男君) それでは、津村議員の在宅医療・介護連携推進事業における1点目、在宅医療・介護連携推進事業における市の役割や責務についてお答えさせていただきます。

本市が在宅医療・介護連携推進事業の実施主体となった背景には、いわゆる団塊の世代の75歳以上となる2025年問題がございます。高齢化の急速な進展に伴い、医療や介護を必要とする人が増加してまいります。高齢化の進展状況は大きな地域差があることから、地域の特性に応じた在宅医療・介護連携の仕組みをつくることが求められていると考えます。

本市の場合、第7期介護保険事業計画のニーズ調査において、人生の最後を迎えたい場所は自宅とする人が42%と最も多く、最も取り組んでほしい高齢者施策は在宅の高齢者を支える保健福祉サービスの33%であったことなどから、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続けられるように在宅医療と介護サービスの連携体制の構築、充実を図っていくことが市の役割であると考えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

この事業は、取り組むべき内容として以下の8つの事業項目が国より示されています。地域の医療、介護の資源の把握、2、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、3、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築、推進、4、医療、介護関係者の情報共有の支援、5、在宅医療・介護連携に関する相談支援、6、医療、介護関係者の研修、7、地域住民への普及啓発、8、在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携であります。

平成30年、本年4月までに全ての自治体でこの8項目を実施することが義務付けられています。本市における実態としては、これらはいずれも地域包括ケアシステムの多職種連携として既に一定の取り組みが進められてきているものであります。

そこで、本事業の推進に対しては、市のこれまでの取り組みとの連続性を踏まえた上で市独自に実施内容の一層の充実を図るという姿勢が基本になると考えます。市の考え、意気込みを伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、2点目の在宅医療・介護連携推進事業における市独自の実施内容に関する市の考え方、意気込みについてお答えいたします。

本市におきましては、平成21年度から地域医療あり方検討会を設置し、入院治療から在宅療養に至るまでの切れ目のない一貫した医療を提供できるように医師会、病院、介護保険サービス事業者、行政等、在宅医療・介護関係者が市の望ましい地域医療のあり方を検討してまいっております。

在宅医療・介護連携の課題について検討する在宅ケア部会を設け、地域医療、看護、介護関係者の情報共有の手段である在宅療養手帳の作成、認知症対策の検討等も行ってきました。今後も地域医療あり方検討会において、医療、看護、介護の関係者と共に本市

における在宅医療・介護連携の取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 連携推進という言葉が抽象的な概念であるため、ともすれば表面的な外形上の状態のみが評価の対象になってしまい、結果的に事業が形骸化してしまうことが懸念されると思います。この事業のスタートを切るにあたり、改めて何のための連携かという本来の目的とそのため的手段を明確にした上で事業の実施状況が見える化し、進行管理を堅実にやるマネジメントの仕組みを構築すべきと考えます。PDCAのマネジメントシステムであります。本事業におけるマネジメントの仕組みについてはどのように考えているのでしょうか。また、その地理的な枠組みは市全体として考えるのか、地域ごとか、あるいは在宅医療地域ケア会議を開催している地域ごとなのか、市の考えを伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 3点目の在宅医療・介護連携推進事業におけるマネジメントの仕組みについての市の考え方、その地理的な枠組みの考え方についてお答えします。

本市の枠組みにつきましては、市全体での取り組みとして実施し、進行管理を行っております。そして、事業のマネジメントにつきましては、市と医療、看護、介護のそれぞれの関係者が協力して取り組むことが重要と考え、地域医療あり方検討会を活用して、在宅医療・介護連携に関する事業の評価について十分議論しながら進めてまいります。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） PDCAサイクルのプラン、すなわち計画化は現状の把握、課題の抽出、目指す理想像の検討、それに伴う取り組み内容の検討、そしてそれらを管理する指標の設定といったプロセスを通して進められます。8つの事業項目のうち、1番目の地域の医療、介護の資源の把握と2番目の在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討については、プランの過程における取り組みにあたります。現状の把握はPDCAサイクルの基準となり、それは情報を定量的及び定性的に把握するものであります。この分析作業の進捗状況について、またどういった視点から分析を行うのかについて改めてご説明をいただきたいと思っております。

さらには、こうした方法を採用するに至った市の狙いについても伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、現状の把握に関する分析作業の進捗状況及び分析の視点と分析方法採用の狙いについてのお答えをさせていただきます。

定量的な現状の把握として、医療機関数、介護サービス事業所数等、既存のデータからの情報収集を行うことと守山、野洲市内の医療機関へのアンケート調査による対応可能な診療内容の把握等を実施しております。定性的な現状把握といたしましては、介護保険事業計画のニーズ調査において市民の在宅医療に関するニーズを把握しております。このような分析方法は厚生労働省による「在宅医療・介護連携推進事業の手引き v e r 2」に示された方法でございまして、適正なものとして認識の方をしております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

一方の定性的な現状把握等は地域の方々や関係者がふだん感じている課題といった数値では表れづらい、いわゆる質的な情報を把握するものです。市の事業計画では、在宅医療支援窓口を設置し、相談を受け付ける体制を構築すると共に医療機関と介護サービス事業所等の連携強化を図りますとあります。現在までの相談状況を伺います。この相談は、具体的にはどのような相談が多いですか。そして、現段階における特徴、傾向性など、どのようなことが浮かび上がってきているのでしょうか、お伺いします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは在宅医療支援窓口での相談内容、現段階での特徴、傾向についてお答えします。

平成29年度に地域包括支援センターにおいて医療機関からの相談を受けた件数のみの実数把握でございますが、件数といたしましては295件ございました。相談の内容といたしましては、介護保険サービスの利用に関することや退院後の療養環境整備に関することが主なものでございました。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 在宅医療推進連絡協議会及び在宅医療地域ケア会議の実効性の向上に向けて、市はこれまで運営体制についてどのような工夫を行ってきたのか、伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 在宅医療推進連絡協議会、在宅医療地域ケア会議の実効性の向上に向けての運営体制の工夫についてのご質問にお答えします。

議員が今おっしゃいました在宅医療推進連絡協議会と同様の機能を持つ会議としましては、地域医療あり方検討会がございます。この検討会では行政だけではなく、医師会、介護支援専門員、訪問看護ステーション等、市内の在宅医療、看護、介護関係者と共に介護の運営の方について検討しています。

次に、在宅医療地域ケア会議と同様の機能を持ちます会といたしましては、本市では地域ケア会議を開催しております。地域ケア会議では、個別の課題について検討を積み重ねる中で、在宅医療や介護に関して地域に共通する課題が明らかになった場合、その課題を地域医療あり方検討会において解決策を検討するなどして、会議のさらなる実効性の向上に努めてまいっております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） こうした過程を経て、次に指標の設定が行われることとなります。指標の設定が合理的で明確でなければ、事業執行のチェック評価、すなわち施策の妥当性や改善の必要性などを判断することが適切に行えなくなります。指標はPDCAサイクルの軸の役割を担っているといえます。保健医療の分野における指標の種類としては、サービスを提供する物的、人的資源及び組織体制をはかるストラクチャー指標、サービスを提供する主体の活動や他の機関との連携体制を図るプロセス指標、サービスの結果を図るアウトカム指標の3つがあるとされています。これらは評価すべき内容や目的に応じて適切に組み合わせられることとなります。指標の設定について市の考えを伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、評価指標の設定についての市の考え方についてお答えいたします。

第7期介護保険事業計画において、在宅医療手帳の利用者の割合、在宅みとりを希望する人の割合、在宅療養に関する相談件数をそれぞれ評価指標としております。これらはプロセス指標にあたり、在宅医療、在宅介護に関する機関数などのストラクチャー指標と在宅でのみとり数などのアウトカム指標も取り入れた指標の設定が今後必要と考えております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） こうしたプラン、計画がされた後の実行の過程に関しては残り6つの事業項目が関係します。その後、それぞれの項目に沿って質問してまいります。切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築、推進について伺います。

安心安全の在宅での療養生活には、時間的に切れ目がなく、急変時にも夜間、休日を含めた対応ができる医療体制が求められます。これには主治医と訪問看護ステーションによる連携体制や患者、利用者の急変時の診療医療機関の確保、さらには主治医、副主治医制の導入などのさまざまな工夫、そして関係者の協力が必要であります。市はどのように切れ目のない体制を構築していくお考えか、現状認識とあわせて伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築の現状認識と構築の方法についてお答えいたします。

本市では、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を目指し、地域医療あり方検討会で検討を進めているところでございます。また、守山野洲医師会主催の守山野洲医師会在宅医療協議会に参加し、医師、訪問看護師、介護支援専門員などと連携方法について協議しております。患者の急変時には後方支援病院機能として野洲病院をはじめとする医療機関と診療所の連携が図られていますが、現状では十分に切れ目のない在宅での医療や介護の提供体制が完全に構築されているとは言えない状況であるとも認識しております。よって、市民が安心して在宅での療養生活が送れるよう、医師、訪問看護師、介護支援専門員、病院などの連携体制の充実強化を推進していくよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 医療、介護関係者の研修について伺います。

歯科医師、薬剤師、ケアマネ、リハビリの専門職等が実際の在宅医療の現場を同時に訪問し、その場で互いの方針について理解を深め合う同行訪問研修などは研修効果が高いとされています。また、十分な在宅医療資源の確保のためにも在宅医の育成を目的とした研修も必要であると考えられます。医療、介護関係者に対する研修について本市で実施してきた実績及び今後の計画を伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 医療、介護関係者に対する研修について市で実施してきた実績及び今後の計画についてお答えいたします。

本市では、平成26年度から地域あり方検討会の部会として24時間訪問看護・介護検討会を設置し、事例検討や在宅での医療処理についての研修会などを行っており、訪問看護と訪問介護の相互理解を深める機会となっております。また、在宅ケア部会の事業といたしまして、野洲市医療・介護多職種交流会を開催し、医療、看護、介護などの在宅療養に関わる多職種の連携強化を図っております。24時間訪問看護・介護検討会、そして多職種交流会とも今後引き続き継続して実施してまいりたいと考えております。研修の企画運営に関しましては、医師会、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等と連携して進めたいと考えております。

在宅医の育成を目的とした研修につきましては、県の事業として実施されていますので、市内の医療機関の医師に研修の受講を勧めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 地域住民への普及啓発について、最近では各種メディアでも終活、ターミナルケア、みとりといった言葉を見聞きする機会がふえているように感じます。それゆえ、本事業についての情報も今後ますます多くの市民から関心を持って受け入れられてくるものと考えます。時代や社会情勢と共に在宅医療に対する市民の意識や要望は変化していくものと思います。市としてそれを敏感に捉え、的確に伝えていくためにも、普及啓発にとどまらず、双方向、あるいは多方向のコミュニケーションの充実が望まれます。市の所見を伺います。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 在宅医療に対する市民の意識に的確に伝えていくための普及啓発にとどまらない双方向、多方向のコミュニケーションの充実についての市の見解についてお答えいたします。

在宅医療、在宅みとりに対する市民の理解を進めるためには、議員おっしゃいますような一方的な講演会の聴講だけではなく、自治会等の会合に出向いての講座、いわゆる出前講座等を開催いたしまして、市民の意識や要望を把握しつつ、理解を深めるような取り組みをより積極的に行う必要があると考えております。

それと、1つ前の答弁で、私、「地域医療あり方検討会」を「地域あり方検討会」と、「医

療」をちょっと飛ばして発言しましたので、修正の方をさせていただきます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

情報システム、ICTの活用について伺います。

政策形成において、科学的な根拠となるエビデンスを活用し、効果的、効率的な政策運営を目指すエビデンス・ベースド・ポリシー・メーカー（EBPM）という手法が注目されています。IoT等の技術革新により、あらゆる物やことがデータ化、情報化され、EBPMの可能性が大きく広がりいく時代にあつて、在宅医療、介護の連携推進においても、情報システム（ICT）の有効活用は必要不可欠な要素であります。また、ICTは関係者間の情報共有、コミュニケーションにおける重要な連携支援ツールとしても位置付けられると考えます。ただし、利用するシステムの種類や機器によって、共有する情報項目の取り扱う範囲が異なっていたり、共有情報の表示形式やデータ様式がばらばらで、互換性がなければ全く使い勝手の悪い、意味のないものになってしまいます。必要なデータを有効的に活用し、共有することを可能にする共通基盤プラットフォームの整備が求められます。

福岡市では、医療、介護に関するビッグデータの分析と医療、介護事業者間の情報共有などを実現する、福岡市地域包括ケア情報プラットフォームの構築を進めており、本年度以降に本格運用を開始する予定であると聞いています。これは市が保有する医療、介護関連の各種データを集約するデータ集約システム、分析を行い医療、介護に関する地域ニーズや課題を見える化するデータ分析システム、要介護者に関する情報を家族や医療、介護事業者などが共有できる在宅連携支援システム、市内の医療、介護、生活支援に関する最新情報をウェブサイト上で提供する情報提供システムで構成されるということです。現在、国内においても、全ての電子レセプト等のデータを蓄積したナショナルデータベースのオープン化や地域包括ケア見える化システムなど、全国規模のシステム環境の整備が進められています。

本市においては、こうした動向に沿った上での全体最適の視点や費用対効果、使いやすさ等もよく勘案する必要があるでしょう。一方では、信頼性の高い連携を実現するため、個人情報の適正な管理を確保すること、適正な情報セキュリティーレベルを確保することは重要な課題であり、その対応の強化も引き続き進めていかなければなりません。これら

の点を踏まえて、最後に医療及び保健福祉分野における今後の情報システム、ICTの活用についての市の所見を伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、医療及び保健福祉分野における今後の情報システム、ICTの活用についての市の所見についてお答えいたします。

在宅医療・介護連携推進における情報システム、ICTの活用は必要であると考えております。現在、滋賀県内では、在宅療養支援システム「びわ湖あさがおネット」が導入されております。これは在宅医療等を利用する対象者情報を本人の同意のもとにシステムに登録することで医師や訪問看護師、ケアマネジャー、薬剤師など、多職種の関係者が同時に情報を共有することができるもので、スムーズな在宅支援を可能とするシステムであると考えております。

本市においてもこのシステムが多くの医療機関で導入され、活用されることで多職種及び多くの機関との連携がよく密に図られるよう、システムの利便性と効果などの周知、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

次の項目の質問に移らせていただきます。

災害発生時における避難所運営についてお伺いします。

台風、大雨災害は全国各地に大規模な被害をもたらしました。災害発生時には災害対策基本法等に基づき、予防、応急、復旧、復興というあらゆる局面に応じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確化されています。地域防災計画では防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速、適切化等を定めており、さらに多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することになっています。

平成28年岩手県岩泉町を中心に甚大な被害が出ました。岩手県内では21人の死亡が確認され、2人が行方不明となっています。高齢者施設の近くを流れる川が氾濫し、施設内に水が流れて込んだため、入居者の男女9人の死亡が確認されました。高齢者施設があった町役場東側地区には避難指示や勧告を出さなかったことにつき、町長は残念ながら油断していた、申しわけないと謝罪しています。熊本地震や台風災害では一部自治体の避難所運営に自治体職員が関わったことにより、災害対応に支障を来すケースがみられた、国

や県との連携や支援の受け入れなど、自治体職員は特に初動期において多忙をきわめる、この間に職員がさまざまな事情から避難所運営にあたってしまうと、被災者救助をはじめ、災害復旧に重大な影響を及ぼしかねない。

そこで、野洲市の避難所運営について伺います。

1、避難所運営マニュアルが整備されていない自治体の場合、内閣府が公表している避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には、市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるようわかりやすい手引き、マニュアルの整備が必要であるとなっている。近年の災害多発の状況に対し、避難所運営マニュアルの作成はどのような取り組み状況かについて伺います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、津村議員の災害発生時における避難所運営についての1点目のご質問、避難所運営マニュアルの作成についてお答えいたします。

市の避難所運営マニュアルにつきましては昨年度に作成しております。昨年度実施いたしました野洲市地域防災計画修正及び野洲市国民保護計画更新業務の委託の中で業務の項目の1つとして作成したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 内閣府公表の避難所運営ガイドラインには、避難所生活は住民が主体となって行うべきものとなっているが、災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっているか。とりわけ、初動期の避難所にあつては、地元住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表者を選び、避難所の運営組織をつくることになっているが、どうなっているかを伺います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、2点目の避難所運営の流れについてのご質問にお答えいたします。

避難所運営の流れでございますが、まず担当職員を派遣して設置運営にあたります。ここでは、避難者名簿の作成や物資調達の手配と配布、学区連絡所、救護所との連絡調整を行うなどして、安定した避難所の運営のための準備作業を行います。

また、あわせまして、避難所における避難者の対応や要配慮者の援護と支援の手配を進

めて、発生後の応急的な対応が落ちついてきた段階、この段階の目標は24時間から48時間でございますが、この段階でボランティアの登録と配置による住民主体の避難所の運営となるよう進める手順となっております。

また、避難者による避難所の運営組織についてでございますが、昨年度、もう開催しておりますが、自主防災組織等リーダー研修会におきまして、事前に避難者の中からリーダーを選定して、自主的な避難所の運営となるように進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 内閣府の避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には、地域住民も参加する訓練を実施することとなっておりますが、避難所運営マニュアルに基づく避難所設営の訓練の実施状況を伺います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、3点目の避難所運営の訓練の実施状況についてお答えいたします。

昨年度ですが、例年開催の総合防災訓練を一旦休止いたしまして、第3回目の自主防災組織等リーダー研修会として、熊本地震でも課題となりました避難所の適正な開設、運営を目的とした研修会を市内の学校を2つに分けて実施しております。ここでは、自治会の自主防災組織等リーダーをはじめまして、市内の小中学校、県立高校の教職員、また野洲高校の学生の皆さん、消防団、市社会福祉協議会の職員、市職員など、避難所の開設、運営に関わる各種団体に参加をいただいております。8月20日、27日の日曜日の2日間で266名の参加をいただいております。

研修会の中では、講義だけではなく、ワークショップ形式で住民主体での避難所の設営、運営として、施設の空間設定、間取りでありますね、それとその使用方法、入所時の注意点、またトイレの利用方法など、自ら考えていただく研修として、また避難者の中からリーダーの選定を行うということで、避難者同士が協力して自主的に運営し、行政と共にそれぞれが助け合い、役割を担う共助の考え方、これについて情報共有をいただけたものと考えております。参加者、関係者の皆様からは大変好評をいただいております。今年度も引き続き同様の研修会を8月19日と26日の日曜日に市の総合防災センターにおいて開催する予定でございます。今回、作成した避難所の運営マニュアルに基づき、避難所の住民主体による運営の考え方の浸透を図る予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 熊本地震では最大1日1,400名を超える他の自治体職員の派遣を受け入れて、内閣府の避難所運営等の基本方針によると、被災者ニーズの把握や他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣、調整等をする避難所支援班を組織しとあるが、野洲市では避難所支援班はどのように組織され、災害時にはどのような動きとなるかを伺います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、4点目のご質問の避難所支援班についてお答えいたします。

避難所支援班につきましては、本市の場合、市の地域防災計画の防災組織整備計画に基づき組織いたします福祉班において、ボランティアの受け入れ、配置及び関係団体との連絡調整を行うこととなります。多数のボランティアが必要となる場合は、市社会福祉協議会に市災害ボランティアセンターを設置いたしまして、社会福祉協議会を中心にボランティアに関する情報提供や相談、登録を行うこととなります。

なお、この運営は市社会福祉協議会と市の災害対策本部とが連携してボランティアの必要性、支援の業務の内容、受け付け場所、受け入れ体制などについて県災害ボランティアセンターとの緊密な関係のもと、効果的な活動を実施することとしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 平成28年の台風10号で被災した岩手県岩泉町では、避難所運営マニュアルが整備されていたにもかかわらず、役場職員が初動期の避難所運営に携わった、このことは円滑な災害対応に影響を及ぼしかねないことであり、野洲市においてもマニュアルにある災害発生時の職員の動きを再度点検し、住民の安全確保を期すべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、5点目のご質問の災害発生時での職員の動きについてのご質問でございますが、災害時において、避難所の運営主体として多数の市職員が携わることで災害対応に遅延が生じることのないよう、自主防災組織リーダーを主体とした研修会を継続して実施いたします。また、点検につきましては、災害対応等の業務を適

切に実施し、市民の安全確保を行うため、昨年度から非常時の執行体制や対応手順を定める業務継続計画の策定に取り組んでおります。今年度は、昨年度特定した非常時に優先すべき業務、これについて市の内部の組織として策定委員会を設置いたしまして、各担当部署において、業務着手の目標時期、必要人数、課題、対応策等を集中的に協議、検討し、今年度末には業務継続計画を作成する予定としております。また、次年度以降、業務継続計画に基づく具体的な業務の取り組み手順を定めた災害時初動マニュアルの作成を行い、災害時に迅速な対応ができるよう進めたいと考えております。

それと、先ほど4点目のご質問の避難所支援班のお答えのなかで、ボランティアの必要数を必要性と間違えて申しましたので訂正させていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

じゃ、最後の3項目の認知症サポーターについて伺います。

認知症サポーターの必要性は、私は本当に大事であると思っていますんですけども、警察庁の統計によると、認知症が原因で行方不明になった方が2016年には1万5,432人となり、12年統計開始から4年連続でふえている、近年もふえているというふうに推測されます。過去最多を更新し続けています。県内でも認知症やその疑いにより、毎年約100件の行方不明人届が提出されています。愛知県の大府市では、2007年、認知症で徘徊中の当時、91歳男性が列車にはねられて死亡した事故をめぐり、JR東海が家族に損害賠償を求めた訴訟もありました。この場合、最高裁は介護家族には責任はないと判断を下しましたが、見守りの強化は事故を未然に防ぎ、本人や家族が安心して暮らせる地域づくりを狙いとしています。

私も党として100万人訪問調査アンケートを実施しています。100人以上の方と、特に介護の問題、また子育て、中小企業、そして4項目にわたってアンケートを実施してまいりましたが、特に介護の問題については切実な声が聞かれました。今年の2月に隣接する市に住まわれる介護家族のお父さんがおられて、市の方には何度も何とかしてほしいというふうに申し出たのですが、対策はとられず、2月に夜中に徘徊して、畑の端で、土手というところで夜中に凍死するということが起きて、その娘さんが野洲市に住んでいるわけですけども、「お父さんは国に殺された」とおっしゃっていました。そういうことで、私はそういうことはあってはならない。また、野洲市においても踏切があります。非常に

認知症の方が出歩いて、事故に遭わないとは言えません。

そういう意味で、私はこの認知症サポーターが国として、今年3月で1000万人を超えました。このサポーターは2005年度に厚生労働省が創設したボランティア制度であります。自治体や企業などが実施する無料の養成講座を受ければ資格を得ることができます。さらに、本人への接し方で心がけたいポイントなどを学べます。サポーターにはオレンジリングが渡されます。これは認知症の人を応援しますとの意思を示す目印であります。地域や職場などに認知症の人や家族がいれば、具体的な援助ができなくても、まずは温かい目で見守っていくことが期待されています。厚労省によると、団塊の世代の全員が75歳以上となる2025年には認知症の人数が700万人に達すると想定されています。こうした中、政府はサポーターを2020年度末までに1200万人養成することを目指しています。

そこで伺います。1つ目に野洲市内に認知症の方は何人おられるか、伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、津村議員の認知症サポーターについてのご質問の中の1点目、野洲市内の認知症の方の人数についてお答えいたします。

本市における認知症の方の実数把握についてはできておりません。我が国における認知症の方の数は2012年の約462万人、65歳以上の高齢者の約7人の1人と推計されていますことから、野洲市の人口に計算いたしますと65歳以上で認知症の方は1,848人と推計されます。

認知症につきましては、65歳未満の若年認知症の方もおられますので、若年認知症は18歳から64歳の人口10万人当たり47人と発症率がされておりますので、野洲市に計算しますと14人と推計されます。よって、野洲には合わせて1,862人の認知症の方がおられると推計しております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 認知症の人が尊厳を保ち、暮らせる社会を目指していかなければなりません。認知症サポーターは何人おられるかを伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、2点目の野洲市内の認知症サポーターの人数についてお答えいたします。

本市の認知症サポーター養成講座受講者数は、平成19年度から平成29年度までにおいて延べ3,942人でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） この数字が多いか少ないかは判断しかねるんですけども、地域によってはキッズサポーター、いわゆる小中高校生、学生等、そういう方々にもサポーターになっていただいているんですけども、そういう取り組みを今後、市としては考えておられませんでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの例示で挙げましたキッズサポーター等の関係でございますけれども、昨年の実績でも、いわゆる地域で認知症サポーター養成講座、地域の取り組みだけではなく、例えば学校で野洲小学校の4年生を対象にしたりとか、あるいは別では北野小学校の4年生を対象にして、この講座の開催の方をさせていただいております。そのようなことから、キッズ、名称は別にいたしまして、小さいお子様についても、この認知症のことについての認識について学ぶ機会というのは提供できているかと、そのように思っております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

さらに幅広いキッズサポーターを要望したいと思います。

続けて、最後の質問になりますが、市の職員の方は認知症サポーター、何人おられるかを伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 3点目の市の職員の中での認知症サポーターの数についてお答えいたします。

市職員の認知症サポーター養成講座受講者数は延べ165人でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） じゃ、全員ではないということでありませぬ。ぜひとも私も含めて認知症になる可能性はあるわけですけども、認知症になっても自分らしく最後まで人と

して生きられるそういうまちづくり、またそういう社会を目指して、また執行部の皆さんも共にそういうご尽力いただけるようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） 次に、通告第9号、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、橋俊明でございます。

質問に入ります前に、本日のニュースを見ていますと、いよいよワールドカップが開幕をいたしました。今回のロシアワールドカップにつきまして、日本の、いわゆるチームに対しまして、余りよい印象はなかった。といいますのは、監督が交代をしたり、練習試合では連敗をしたりと、この暗い雰囲気打ち破ってくれたのが乾選手であります。彼は野洲高校出身でございまして、野洲高校2年のときに全国大会で優勝をいたしました。当時、私もまだ現役でございましたので、東京から帰ってきたときに、今の別館の方から小劇場までパレードをされた。そのときに、私は先頭で横断幕の旗を持っておりましたので、これも何かの縁でございますので、乾選手に頑張ってくださいまして、野洲市のイメージアップを図っていただきたいなと強く感じたところでございます。

一方では、国内のスポーツに目を向けますと、最近話題になっているのはアメリカンフットボールの危険なタックル問題でございます。このどちらかというところ恐らく対応に対しまして、やはり今、大学本部の組織のあり方自体が問われているということもございまして、そのためにマスコミではうみを出し切らなければならないということも力説をされていますので、私もそういった意味で少しでも野洲市の、いろんな意味でまだうみを出し切らなければならないことがあると思っておりますので、そういったものにも力を注いでまいりたいと思っております今日このごろでございます。

それでは、質問に入らせていただきますけども、1点だけ修正をさせていただきたいと思っております。私の1点目の質問の課題案件の歴史を確認し、次に備えるについての1番目の穴田川の上流の点の質問でございますけども、この中に穴田川の上流、JRの横断部の「上流部」と書いてございますけども、これは「下流部」の修正でございますので、よろしく願いをしたいと思います。これにつきましては、都市建設部の三上部長には事前に通告をさせていただいておりますので、答弁には支障がないというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 了解しました。

○4番（橋 俊明君） それでは、質問に入らせていただきます。

いかなるどの事業につきましても、過去のさまざまな経緯と呼ぶべきか、歴史と呼ぶべ

きか、そういったものがございまして、現在の状況に至っております。その歴史、経緯をきちっと確認、点検して、現状ではこのような課題があり、課題解決に向けて、次に備える策を考え出すという、このような工程となります。市会議員として、地域の地理的条件や歴史的条件に関する要望もあります。すぐに課題解決、結論を求めることになりがちですが、過去の経緯を押さえた上での一定の整理が必要であると強く感じるところであります。今回、このような観点で2つの事象につきまして、過去の歴史、経緯をまず確認させていただき、次に備える方策を導き出されてはと考えております。

ちなみに、昨日の一般質問で工藤議員の野洲小学校のプールの質問に関しましても、市長も歴史を押さえてということをお答えされておりましたので、そこら辺は認識は同じだなというふうに感じたところでございます。

まず1点目は、穴田川でございます。この穴田川は入町池を水源として流れる排水河川であります。この入町池には大篠原地先の国道8号北側の鷺坪の排水が流れております。その鷺坪地先の水源は国道8号、山手の平家終えんの地でもよく出てまいります蛙鳴かずの池であります。新クリセンターに右折する大篠原北交差点の東南にあるのがこの蛙鳴かずの池であります。この穴田川は入町の圃場整備水田を流れ、篠原駅から350メートル野洲駅寄りの地点でJR琵琶湖線を横断し、篠原駅前団地を經由いたしまして、現在の野洲養護学校横を流れ、小南地先で日野川と光善寺川が合流する少し上流に日野川に流れる河川であります。

まず、入町と小南の水害にまつわる歴史を確認させていただきます。入町の先人たちは江戸時代から日野川と光善寺川の洪水から郷土を守ることに重きを置いていたことが地域で語り継がれております。特に昭和34年8月14日、お盆に襲来した台風7号により、東海道本線日野川鉄橋上流100メートルの左岸堤防が決壊、近江八幡市の安養寺町と入町の水田が水没し、入町の家屋の一部も浸水いたしました。

翌月の9月26日、深夜の台風15号、これは後に伊勢湾台風と呼ばれるものでございますけれども、伊勢湾を北上し、愛知県を含む伊勢湾地域に過去に例を見ない高潮で被害をもたらし、琵琶湖周辺にも大洪水被害をもたらしました。仮修復中の日野川堤防も再決壊し、新田地域の床上浸水家屋は13戸、入町地域に2戸、この入町地域は現在のもう少し国道側のところでございますけれども、小南地先の2戸と思われまます。合計15戸の浸水被害が発生いたしました。洪水対策の歴史は、小南地先の大貝地域から押し寄せる濁水をせきとめる堤防土が今も新田西地域の竹やぶに残されているようであります。このことは洪

水で日野川の水位が上がり、光善寺川や穴田川を逆流し、入町地先まで押し寄せてきたことを物語っております。地理的条件から入町の東では日野川の脅威があり、また西では光善寺川や穴田川の脅威がありました。

こうした洪水の恐怖と闘う経験から、昭和35年の東海道新幹線建設時には当時の国鉄より提案された築堤式軌道、いわゆる盛り土方式の軌道に反対をされ、洪水になっても流下能力にすぐれる対策として、橋梁式軌道、現在のコンクリートによる橋梁式を条件に農地提供されたと入町の諸先輩から聞き及んでおります。

一方、小南も同様に、小南の歴史は水防と水利の歴史であったと傳承されております。地理的には入町と同様に小南が東側に日野川、光善寺川、西側は家棟川の3川に囲まれた低地にあり、3川とも天井川化しておりました。台風や洪水になれば、小南が一丸となって河原に土を入れた土のうによる堤防補強などの水防活動に奔走し、一方で田地の用水を潤すため、干ばつになれば、水利の確保に奔走する。日野川の対岸の近江八幡市小田町、江頭町、十王町や隣接の高木との伏樋、いわゆる用水確保の争いごとや家棟川での祇王北村との川ざらいに関する争いごとが明治28年に建立をされました小南堤碑、これは日野川堤防改修記念顕彰碑に刻まれております。

特に水害は長雨が続きと野洲平野では最も低い地となります小南は、日野川堤防に遮られ、水はけが悪く、平地の冠水は何日も続き、その間の作業収穫は皆無で、当時の生活は今日の比べて格段に低く、その上、現在のような農業共済のような補償制度もなく、為政者の施しを受けるだけで時には想像を絶する飢餓状態に陥ったこともあったと小南の資料には悲惨な水害の状況がつつられております。

特に先ほど入町の歴史でも触れました昭和34年の伊勢湾台風の日野川堤防決壊による被災の体験は、今も小南自治会の防災訓練の精力的な取り組みとして傳承されておりました。今後も防災に対するそのDNAは次世代に引き継がれるものと確信をいたしております。

先ほども述べました顕彰碑につきましては、日野川と光善寺川、穴田川の合流地点に建立されており、今、現場に立ちますと、日野川は暫定断面で改良をいたしまして、光善寺川も堤防寄りの漏水場所も県の施工による修理、修繕工事が済み、治水安全度は徐々に高まりつつありますが、治水の安全を図ることにつきましては、篠原学区の長年の悲願であります。昔、小南池、別名大貝池とも呼ばれた池がございまして、現在、野洲養護学校敷地になっております。昔の面影はありませんが、この大貝池は周囲401メートル、堤防

の高さ5メートル、最大水深4メートル、面積4.03町歩、貯水量8万5,500立米、灌漑面積33町歩で江戸中期に築かれたと記録されております。この池も近年は市外から比較的近いという立地条件から宅地造成地として最終的には滋賀県住宅供給公社が買い取りましたが、排水対策に課題があるために分譲まで至らなかったもので、現在は野洲擁護学校に至ったものであります。こういった歴史、経緯が、日野川や今回、案件とする穴田川を取り巻く地域の状況であります。

こうした現状を踏まえてお尋ねをさせていただきます。

まず、1点目でございます。先ほど訂正させていただきました。ちょっと言葉だけじゃわかりませんで。もうちょっと近寄ってもらえますか。ちょっとタブレットではございません。ちょっと画像が悪いかな。悪いな。わかりにくいな。もうこれ以上近づけませんね。皆さんには説明させていただきます。これがJRの敷地、上が通っておりますけども、篠原駅から350メートル野洲駅寄りにある排水でございます。これは下流から上流に向かって。先ほど訂正させていただきました。こちらが下流になりますけども、向こうは入町地先、こちらは今のところは高木地先、現在はここが開発によります公園になっておりますけども、その門扉が付けられておりますけども、その扉が付けられた目的とこの扉の管理者を問うものであります。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、橋議員の課題案件の経緯（歴史）を確認し、次に備えるについての穴田川についての1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

議員からご質問をいただきましたJR横断部にございます観音開きの鉄製の扉でございますけれども、これに係ります経緯並びに管理者に関しましては、残念ながら記録の方につきましては、ちょっと見当たらなかったというふうなことでございます。地元の方にお聞きをいたしましたところ、恐らく昭和34年、先ほど申していただきました伊勢湾台風のその後に日野川の逆流を防止するために設置されたものではないかといったことでお聞きをしております。近年では下流部に樋門が完成されたということもございまして、この扉が使用された形跡はなく、現在は扉は開かれたままという状況になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 今回の質問に関しまして、なぜ写真を持ってきたかと申しますと、

なかなか、こういことを言ったら失礼ですけども、やっぱり野洲の端にございますので、なかなか皆さんも地理的な情報が非常に少ないかなと思ひまして、ただ今回、答弁をいただきました今の部長につきましては、隣接の近江八幡市の安養寺地先でございますので、恐らくこの辺の状況につきましては、地理的に明るいと思ひますけども、今、答弁にもありましたとおり、ちょうどこの現場から申しますと、右側に日野川がある、左側に光善寺川がある。伊勢湾台風などによりまして、恐らく大貝地先は、私も諸先輩からいろいろな話を聞きました、非常に危険な状況、もう水が浮いた状況である。日野川から越水をする、この状況でいうと、右側から日野川の状況は越水が来る、水があふれてくる。こちらから、左側からいいますと、光善寺川の水があふれてくる非常に危険な状況であると。そして、上流からも水が流れてくる。こんな状況でこの樋門が設置をされた。

本来ですと、上流に樋門を設置するのがあれでございますけども、今、答弁がありましたように、下流から逆流を阻止するためにこの樋門が設置をされたということも私も確認をさせていただきました。

この樋門は、以前は堰板で設置されたそうでございますけども、堰板を積んでいくというような状況であったそうでございますけども、樋門の開閉も非常に危険でございますけども、堰板を設置する、これはもう一つ危険でございますので、体を張った作業になりますので、そういったことも考慮されて、この樋門が設置されたというふうに確認をさせていただきました。この開閉式の樋門、これがみそやと県の方が言っておられました。逆流を阻止する、上流を調整する、流れてくるやつを。それをこの確保によって調整する。これが樋門にとって当時は非常に大きな役割になったというふうに聞いておりますけども、今、答弁にもありましたとおり、もう今は、後で質問します、大貝の樋門ができましたので、役目はほとんど終えたということになりますので、この樋門は今では歴史的遺産に洪水の歴史を物語る遺産になりつつありますので、恐らくこれが今後も利用されることはないことを祈っておりますけども、これを利用するということになれば、恐らく市内のどの場所も非常事態箇所、非常事態になってきますので、そういうことがないことを祈っております。

それでは、2点目でございます。

これも写真を撮ってまいりました。執行部の方が生かしていただければいいと思うんですけども、途中でまたインターネットでまた確認していただきたいと思うんですけども、これが穴田川になります。こちらが光善寺川、こちら側に日野川が合流をしていく。その

手前に樋門があるわけですけどね。大貝の水門があるわけでございますけども、この樋門が設置された目的と樋門の管理者を問います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 2点目の穴田川が日野川に合流する手前にございます樋門、これが設置された目的と管理者についてお答えをいたします。

本樋門につきましては、大貝地区の用水の確保及び日野川からの逆水防止を目的に設置されたものでございます。現在、小南自治会が管理をされております。

なお、この設置時期につきましては、これも地元の方にお聞きをしたわけでございますけれども、昭和56年竣工の県営野洲地区圃場整備事業、小南工区で設置されたものと思われるということでございました。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 続いて、3点目でございますけども、日野川の堤防にもこのような樋門がございますので、樋門が設置された目的と樋門の管理者を問います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 3点目の日野川の堤防に設置されている樋門が設置された目的と管理者でございますが、本樋門につきましては、小南地先におきまして、出水時における内水被害の防止及び日野川からの逆流の防止を目的に設置されたものでございまして、滋賀県によりまして、平成22年度から23年度にかけて施工されたものでございまして、

管理者につきましては、滋賀県から野洲市へ引き継ぎが行われた後に平成23年6月1日付で市と小南自治会との間で維持管理協定が締結をされておきまして、現在、小南自治会が管理をされているという状況でございまして、

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） そういった目的で、この逆水を防止するためにこの樋門なり、日野川の樋門並びに大貝の樋門が設置されたものでございまして。この樋門が設置された状況でございますけども、昨年の台風の際の穴田川の状況はどうであったか、また近年で水害被害が大きかった平成25年9月の台風18号の被害状況はどうであったかをお尋ねいたします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 4点目の昨年の台風の際の穴田川の状況と平成25年9月の台風18号の被害状況についてお答えをいたします。

まず、平成25年の台風18号襲来時点でのそのときの現場の状況につきましては、確認をしておりますけれども、台風が通過しました後、穴田川下流部の野洲養護学校裏手の農道や水田に切りわらが堆積をしておりましたことから、大貝地区一帯が冠水したものと推測がされます。

また、昨年10月の台風21号でございますが、平成25年の台風18号ほどではございませんでしたが、台風通過後は同じような状態でありましたことから、同様に大貝地区一帯が冠水したものと推測をされます。

なお、いずれも民間等への被害は確認はされてございません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 平成25年9月の台風18号では確認されなかった。これも後ほど触れますけれども、いわゆるそこまで確認を、人員を派遣する余裕がなかったというのが現状でございます。この点につきましては、また後ほど入町山ところで触れさせていただきます。

同じくこのような現状でありますので、次にどのようにつなげるのかであります。そこで、この穴田川は入町地先から野洲市公共下水道基本計画において、整備予定水路として位置付けされております。この整備予定の今後の見通しを問います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、5点目の穴田川の整備予定の今後の見通しにつきまして、お答えを申し上げます。

縷々述べていただきましたように、普通河川穴田川につきましては、こういった状況がございますので、本市の公共下水道雨水基本計画において、日野川1号雨水幹線として位置付けがされているところでございます。ただ、整備につきましては、市域全体の優先度を見極めまして対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 市域の優先度を見極める、これは当然でございますので、河川の

整備につきましては、当然、立地状況並びに被害状況、または滞水状況、あらゆる条件を考慮しながら優先度が決定されますので、今後も整備に向けて安全度を高めていただくことをお願いいたしまして、次に入町山の質問に移らさせていただきます。

次、2点目は入町の現在岩石採取されております入町山の問題であります。この土地は野洲市入町字上野山24番2他45筆でありまして、最近、入町のコンビニの裏手の山が茶色になっている、どうなっているのかという質問を受けます。入町山につきましては、各所有者が今から30年前に民間業者に売り渡しをされ、当時はゴルフの練習場を整備されるという情報でありました。また、竜王町鏡地先も近接しておりまして、これには神社もあることから竜王町は反対されていたという情報がございました。竜王は今も反対されております。その後、現在の所有者が岩石採取する目的で取得されております。この削り取られた山肌は遠くからでも目を引き、地域の者として一番心配するのは土砂災害であります。

近年で降雨量も多く、災害も大きかったのは先ほども述べました平成25年9月の台風18号であります。当時は、私は市の職員で退職する半年前の災害でございまして、妓王井川の流下能力を超え野洲駅広場が冠水するので、パニック状態でありました。対策本部設置のために夜中に招集されましたが、そのとき既に栗東市で土砂崩れが発生し、死者が出たことで出動していた職員は張り詰めた重たい雰囲気であったことが鮮明に脳裏に残っております。そのとき、この入町山北面で2カ所土砂崩れが発生をいたしました。大篠原の山奥でも土砂崩れが発生いたしました。幸いに人家等に影響に及ぶためということで今も対応されていない状況であります。土砂災害につきましては、当時では妙光寺山も被害があり、人家等にも影響を及ぼすことから復旧作業がなされ、また市内の洪水が危険な状況にあったことから、それらの対応を最優先させたものであります。

このような入町山の状況でございしますが、次のことをお尋ねさせていただきます。1点目、茶色くなっているのは木々が伐採されたためでございますが、これから梅雨や台風を控えて、山肌が弱くなり、市道もございまして、安全性は大丈夫か、業者への安全指導がなされているのかを問います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、入町山の碎石採取事業に係ります1点目でございます。安全性と業者への安全指導につきまして、お答えをさせていただきます。

入町山につきましては、当該事業者は平成30年1月24日に採石採取を目的とした岩

石の採取計画の認可と砂防指定地内行為、そして林地開発行為につきまして、適正な手続を経まして、滋賀県から許可を受けておられるものでございます。山林の伐採につきましては、平成30年4月2日から4月21日にかけて行われておりまして、伐採部は切り株を残して行われております。

それぞれの許可にあたりましては、計画的に採取し、災害及び公害の防止に万全を期すこと。また、土砂災害の発生が懸念される場合は直ちに行為を中止し、災害の防止のため、処置を行うこと。施工中にあたっては、調整池、沈砂池等の砂防施設の設置を先行し、切り土、盛り土、または捨て土、こういったものを下流に対する安全を確認すること。万一災害が発生した場合、適切な処置を講じると共に遅延なく知事に届け出ることなど、許可条件が事細かく付けられておりまして、安全に対する指導が行われているところでございます。

また、許可条件に基づきまして、適正に事業が行われていることを確認するために滋賀県南部土木事務所は事業者年に1回、これは3月末時点の跡地の緑化状況と土砂の搬出状況の報告書でございますが、これを4月に提出するように求めております。滋賀県西部南部森林整備事務所におきましては、4月末と8月末の2回、同様に計画に対します実施状況の報告書の提出を事業者に求めております。さらに、近畿経済産業局におきましては、災害を防止することを目的に報告書の提出を年1回求めておりまして、事業の確認がなされているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） ありがとうございます。

年に1回、南部土木により確認していただいている。そして森林管理署、いわゆる森林の管理者の方にもきちっと現場を管理していただくということでございますので、今後も勧奨を進めていただきたいなと思っております。

一方で、土砂が見えているところにつきましても、土砂崩れの危険性が高いと思われます。安全性は大丈夫か、近隣住民への生活に影響は出ないのかを問います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 2点目の土砂が見えているところの安全性、近隣住民への生活の影響についてお答えいたします。

1点目でお答えさせていただきましたとおり、滋賀県などが安全対策についてきちっと

指導をいただいているというふうな状況でございます。加えまして、市といたしましても、危険な区域であるということから、パトロールなどによりまして、豪雨、台風の災害に備えた安全性の確認をしまいたいというふうに考えております。

また、台風等によりまして、万が一土砂災害の危険性がある場合、近隣の住民の方々へは早目に避難準備、あるいは高齢者等避難開始などの情報を発令させていただきまして、避難を始めていただくことを促すことで、近隣の皆さんの安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 答弁いただきました。先日もテレビの放映を見ておりますと、奈良県の方で土砂採取地、その隣接の茶畑から放映されていましたが、非常に土砂採取が進みまして、非常に危険な状態、高いところから茶畑をされている。もう鋭角で切り取られた斜面の横で作業されていたということも放映されておりました。これにつきましては、テレビを見ていますと、奈良県の方が指導が入っているようでございますけれども、そういった安全性を今後も念を押しておきたいなと思っております。

入町自治会につきましては、今後もこのまま危険な状態が続き、心配のもととなりますことから、業者と協定書を締結して、自治会員の安全を確保したいと主張されております。そこで、この協定書の内容の件につきましては、専門的な知識も必要なことから、市の担当者に協力要請をしたいが、応じていただくかどうかを問います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 3点目の協力要請でございますけれども、自治会の方から協力のご要請をいただくということになりましたら、当然のことながら、市といたしまして、できることは協力をさせていただくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） ありがとうございます。

この入町山につきましては、入町自治会並びに今、篠原学区としても課題案件でございますので、この協定がまず安全を確保する第一歩となりますので、今後も協力的な支援をお願いをしておきたいと思っております。

それでは、次の質問に、2点目でございますけれども、ナンバー2の児童の安全対策につ

いてお尋ねをさせていただきます。

今年新潟市で発生をいたしました小学校2年児童への殺人事件は、全国に大きな衝撃を与えました。殺された児童は自宅まであとわずかのところで行方不明になり、その後、電車にはねられました。その後のニュースでは、はねられる前に首を絞められ殺された可能性が高いという当時のニュースでございます。そのショッキングな内容が全国の人々に大きな不安をあおりました。そして、逮捕された犯人は近所に住む23歳の男でございます。この事件はほんのわずかな目の届かないところ、盲点は犯人を狙っているという犯罪者の心理を物語っております。

そこで1点目でございますが、この事件から得られた野洲市の改善すべき点等を教育長にお尋ねをいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 改めまして、議員の皆様、おはようございます。

橋議員の児童の安全対策についての1つ目のご質問、改善すべき本市のポイントについてお答えをいたします。

本市では、全ての小学校で児童の地区別集団登下校を、また大きな学校につきましては学年下校などを、複数の登下校に努めております。また、大変たくさんのスクールガードの皆さんや保護者さんによる見守り活動も行っていただいております。そして、不審者事案がありました場合は緊急配信メールというふうなものによりまして、登録いただいております、大体8割から9割ぐらいの方ですが、保護者さんや、それからスクールガードさんなどに迅速に情報提供を図って見守り体制を強化していただいているという、こういう状況でございます。

しかし、先ほど橋議員のお話のように、自宅のすぐ近くとか、そういうところまで常に複数で行動する、下校するということは非常に難しいのが現状でございます。本市としましては、改善すべきポイントは2つというふうに捉えております。

まず1つ目は、やはり1番目は地域の見守り体制をさらに強化すること。大変難しいですが、新たなスクールガードさんの登録を積極的にお願いして、見守り活動の充実を図るということでございます。

2つ目は、子ども自身の危機回避能力を育成することにあるというふうに考えております。既に各学校では、主に小学校ですが、交番や派出所の警察官の協力を得ながら、防犯安全教育を毎年行っております。しかし、その教育内容やその方法につきましても、いま

一度見直して、自分の命は自分で守るといふ、そういう意識のもとでさらなるこの教育指導方法の中身を考えていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） ありがとうございます。

今、まさしく教育長の述べられたとおり、やっぱり対策といたしましては、見守りの支えを強化していく、今現在、スクールガードをはじめ、ボランティアの方が懸命に地域の子どもは地域の者が守るんだという強い正義感に守られておりますので、今後も対策の強化をお願いすると共に、そういった子どもに対しましては、危機回避能力を育成するということが当然これは必要でございますので、それは取り組みを委員会の方できちっとお願いをしておきたいなと思っております。

次に、2点目でございますけれども、今回の事件でテレビ放映もされておりましたけれども、その中の課題といたしまして、今申し上げましたとおり、ボランティアのスクール見守り隊の高齢化が上げられておりました。先ほどの教育長の答弁にも少し触れられておりましたけれども、野洲市の現状と対応策をお尋ねいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目の現状と対応策についてお答えします。

本市では、スクールガードの登録者数は、地域の皆さんや保護者さんなど、約700名というふうになっております。日常的に見守り活動をしてくださっているのは、この中でも仕事を定年退職されて間もない方とか、あるいは時間的に余裕のある方ですので、この700名丸々の皆さんというわけにはいっておりません。ただ、近隣市を見ても、本市は結構要所要所にスクールガードさん、あるいは地域の皆さんが立っていただいている、そういう現状は非常に顕著に見られるのかなというふうに思っております。ただ、固定化とか、あるいは高齢化によります引退とかありますので、今後の対策としましては、防犯、あるいは安全に関するさまざまな会議がありますけれども、そういうところ、あるいは青少年育成会議とか自治会等を通じまして、地域や保護者の皆さんに呼びかけて、さらにそのスクールガードへの登録の呼びかけを行っていかれたらというふうに思っております。立っていただいているということ、誰かの目があるということが防犯につながるというふうに考えておりますので、積極的に見守っていただけるような体制を進めていかれたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） まさしく今、教育長が言われたとおり、こういった熱心なボランティアを育成することによりまして、今後あのような事件が起こらないように今後もお力をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、次の質問でございますけども、甲賀市で下校時に雨により増水した側溝に1年生の女子が遊んでいて、流されて溺れて死んだ事件が発生をいたしました。ニュースで流されている映像では開渠となっております、オープンとなっております側溝が下流で殺人側溝となり、ますに合流して河川に放流するという構造形式でございました。甲賀市ではこの事件を教訓に通学の安全性を高めるということで、市内の通学路の点検を実施し、危険がある箇所を改良すべく補正予算が計上されておりました。

そこで質問させていただきます。1点目でございます。野洲市では通学路の安全点検を実施しているのか、また誰がどのように点検を実施しているのかを問います。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 2つ目の通学路の安全点検についてお答えしたいと思います。

まず、甲賀市の1年生の女の子につきましては、たまたま出張で同席しておりましたときにその事件が起きたもので、甲賀市の教育長とも席を同じくしておりまして、頻繁に連絡をとり合って、あるいはお互いに対応策を相談しながら対応していったというのを覚えております。

通学路の安全点検は、本市としましては、野洲市通学路交通安全対策推進会議というのを設けております。この中で毎年実施をしています。そのメンバーは、関係機関といたしましては、国道事務所、それから滋賀県南部土木事務所、守山警察署、学校代表者、それからPTAの代表者、それからおうみ通学路交通アドバイザーという方がおられるんですが、そういう方と、それから学区の自治連合会代表の方、それから市役所からは道路河川課、危機管理課と学校教育課で構成しております。こういうメンバーでそれぞれ学区ごとに会議を開いております。昨年度は実際に朝の通学時間帯にその学区ごとのメンバーで、学区ごとにですが、順番にそこを点検に回りました。その点検を行って、その後、その学区のどこかで会議を開催いたしまして、点検した箇所の改善対策を協議を行う、こういうことをやっております。こういう方向で少しでも危険箇所をなくしていけるようにというふうに努力をしております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） まさしく答弁のとおり、危険箇所をなくす、危険箇所をまず洗い出すその作業が一番肝要でございますので、そのためには大人の視点だけではなく、子ども視点、先ほど申しましたあの放映の危険箇所、事件が発生したあの箇所を見ていますと、大人もいれば、そう危険には映らない。ところが、子どもにとっては非常に危険でございましたので、そういった視点も踏まえた上で危険箇所の洗い出しにご尽力を願いたいなと思っております。

最後の質問でございますけども、その教訓を受けて、教育委員会では現在どのような対応をされているのかをお尋ねいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 教育委員会の対応についてお答えをしたいと思います。

その前に、危険箇所につきましては、毎年4月の初めですが、学校が始まりますと、学校のそれぞれの地区担当者という先生が割り振られているんですが、その先生方、それからPTAの皆さんが付かれるときと付かれないときがあるんですけども、学校によって違いますけども、とにかくその地域の子どもたちと一緒に歩きながら危険箇所の確認をするという、そういう指導もあわせて行っておりますので、お伝えしておきます。

教育委員会の対応ですが、通学路の交通安全対策を継続的かつ一元的に進めるために、先ほど申しました野洲市通学路交通安全対策推進協議会で野洲市通学路交通安全プログラムというのをまとめております。そのプログラムによって、もう数10年来の懸案事項でありました篠原小学校の学校のすぐ近くにありますJRの柿の木原踏切、あそこの歩道部分がほとんどなかったんですけども、その拡幅とか、あるいは祇王小学校の新踏切、高架よりも少し野洲駅側にあるんですけども、そのたまり場、子どもたちが登校するとき片方は道路があって、すぐ踏切です。踏切を待っている間にちょっと子どもたちがたまる場がないんですね。そこをJRに協議をいただいて、やっとそのたまり場を拡幅することができました。

それから、これも祇王小学校区ですが、北、それから中北間の県道野洲中主線や、それから祇王学区ですが、市道大篠原入町線、新しいふるさと農道ですが、その信号機の設置とか、そういう部分、あるいはあちらこちらの、どこの学区でもご覧になっていただいていると思うんですが、通学路をグリーンベルト化、緑の線を引いて、子どもたちが通う

部分につきましては、そういうようなものの設置を行ってまいりました。

また、今年度は篠原小学校区の小堤地先の国道8号線の点滅信号から、JR側に入ったところに集合場所があるんですけども、その交差点改良ですね、少し幅を、子どもたちが集まれる場所をつくったり、あるいはそこまで行くところのグリーンベルト化を計画しております。その他、市内横断歩道のグリーン——横断歩道は白い線なんですけど、その白い線の中に緑の線を入れて、通学、登下校の箇所だけですが、グリーンベルト化を施工していくことを考えております。

いずれにしても、このプログラムの改善や充実を図りながら、児童・生徒の通学路の安全確保を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） ありがとうございます。

熱心な取り組み、ここにも期待をさせていただきたいと思っておりますけども、先般、新幹線の中で殺人事件が起きました。本来は、新幹線というのは安全で、我々がよく利用したときには睡眠になったこともございましたけども、ただ、ニュースを見ておきますと、そういった安全神話は壊れつつあるということがありますので、絶対安全ということはないということを言っておりましたので、今後、児童の安全にもご尽力いただきますようお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。再開を10時55分といたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中市民部長より答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。どうぞ。

○市民部長（田中千晴君） 先ほどの津村議員の災害発生時における避難所の運営についての5点目の災害発生時の職員の動きについての答弁でございますが、最後に申しました、次年度以降、業務継続計画に基づく具体的な各業務の取り組み手順を定めた災害時初動マニュアルの「策定」と申しましたが、災害時初動マニュアルの「改正」に訂正をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、通告第10号、第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、新誠会、東郷克己です。質問させていただきます。

3度目の議会を迎えました。3度目の正直の言葉のとおり、3度は大きな節目です。私はこの議会を迎えるにあたり、政治を志した原点を改めて見詰めました。我が志の原点は、野洲市が将来にわたって活力を維持し、よき伝統を守りつつ発展していくために力を尽くしたい、その1点です。何かを実行すれば、その1つで町が活性化する、そんな施策は存在しません。野洲の活力を保つため、さらには発展のため、あらゆる施策を繰り出し、取り組む必要があります。そして、さまざまに取り組む施策の間で野洲市の将来の活力のためという大きな目的を共有すること、施策のバランスや部署間の意思疎通が非常に重要です。こうした前提のもと、発展に向けたポイントと考える大きく2つの観点から質問いたします。

まず、教育について伺います。

国家百年の計と言われるように、教育は国や地域の将来を決すると言っても過言ではありません。折しも今年度、野洲市は市立学校全教室に大型ディスプレイを設置し、デジタル教科書を導入するなど、ICT環境の整備を予定しています。動画の活用や紙媒体では難しい多くの写真や図による説明など、視覚に訴える点、あるいは大きな画面に教科書が映ることを利用することで、先生が今まで以上に子どもたちに集中できる点など、さまざまなメリットが期待されています。しかし、これほどこまでも環境整備であり、充実した授業のためには先生一人ひとりの努力、取り組みが重要であることは言うまでもありません。子どもたちの自ら考える力を引き出し、勉強をする楽しさを体験させることが重要です。小さななぜを問いかけ、子どもたちが意見し合い、物事を掘り下げて考える授業など、これまでの先生から正解を教えてもらう受け身型の授業から能動型、参加型の授業が重要と考えますが、教育長の見解を伺います。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 東郷議員の教育について、1つ目の受け身型授業から能動型、参加型授業へのご質問にお答えいたします。

現在、小学校では2年後に、中学校はその1年後、全面実施がされます文部科学省の新しい学習指導要領では、アクティブラーニングという言い方をされていたんですが、主体的、対話的で深い学びという形の、いわゆる体験型の授業が提唱されています。話し合いとか体験を重視した授業をやっていきなさいということでございます。

そして、学校現場では既にもう今年も含めまして、その移行期間というふうに設定されておりますので、周知、先行実施が図られております。本市でも既にこれまでの講義型の

授業を少しずつ改めていきまして、2人で学習するペア学習、あるいは5、6人の班で、少人数で学習するグループ学習など、各校とも積極的に取り組んでおります。そこでは、学級の仲間と自分の意見を述べ合う中で考えを広めたり、深めたりすると、そういう学習形態を積極的に取り入れております。さらに、学校応援団などの協力をいただいて、郷土のこととか、あるいは地域の方のいろいろな応援をいただいて、学校内外で本物に触れる、そういう体験活動にも積極的に取り組んでおります。

野洲では、お話がありましたように、ICTなどの教育環境の整備と共に、こうした授業改善を一層進め、児童・生徒が学習の中でわかる喜びを実感し、できることの実体験を重ねる、そういう学ぶ意欲を高めていくように授業をさらに推進したいというふうに考えております。そうして、次世代の地域を担う野洲の子どもたちの育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 期待しているのと沿うようなご答弁をいただきました。一方で、このような、いわゆるアクティブラーニングには、やはり先生の実力と申しますか、それが非常に大きく関わるかと思っております。私も常々子どもたちの、よく子どもたちから聞かれる「何で」という、これを大事にしなあかんと思ってはいるんですけども、親としてはこの点については反省することしきりでありまして。このアクティブラーニングをする際に、本当にそうした先生方の能力を高めていく取り組みが重要であるかと思っております。野洲市では野洲市教育研究所を立ち上げられ、さまざまな教育方法や授業のコツ、ポイント、あるいは実績のある先生から若手の先生へそうしたものを伝授するといえますか、コツ等を共有するような取り組みをされていると承知をしておりますけれども、そうした今後の教育の充実のために教育研究所の取り組みや活用等を含めた今後のさらなる教育力のレベルアップということに関しての方針についてお伺いしたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 本市では、議員お話の野洲市教育研究所というところが教職員の資質向上の大きなリードをやっております。日常的にも研修をいろいろ組んでいるんですけども、先生方が出張というのはなかなか難しい状況でございますので、夏休みに選択講座というのを幾つも設けまして、そこに希望で先生方に出ていただくと。最低2回は出て下さいということで、2こまでですね、午前中か午後かとか、いろいろあるんですけども、

そういうふうな形で先生方の資質向上、力量アップにつなげる研修を開催しております。

また、その教育研究所だけではなく、ここ、すぐ近くに県の総合教育センターもございます。そこでもさまざまな研修をやっております。教科の指導はもちろんですが、学級経営とか、あるいは生徒指導とか特別支援教育とか、そういう部分の研修もやっておりますので、そこも希望研修というのをやっておりますので、本市の場合は非常に近いので、そういうのを活用していただいている先生もたくさんおられます。

それから、各学校ですけれども、学校も基本的には、学校によりますけれども、学期に1回、あるいは月1回、大規模なところは月1回ぐらいと思うんですけれども、授業研究会というのを開いて、校内で先生方が1つの授業を見て、この授業はどうやった、もっとうこういふふうにしたらとか、あのとき子どもの発言はこういうふうに引き出したからよかったのではないかと、そういう論議をしながら、教職員の力量アップを図っております。

そんな形で、この新しい学習指導要領に向けて、一応、去年の夏からそういう改定に向けまして、いろんな研修を組んでおりますので、これからも本格実施は2年後、3年後です。そこに向けて研修を積んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 学校の先生方の資質向上のために非常に力を入れていただいていることがわかりました。今後も継続してお取り組みをいただけたらというふうに思います。

続いて、2点目の質問に移ります。

現在、野洲市の子育て支援では妊産婦や新生児、乳幼児を抱える家庭を保健師や助産師が訪問指導したり、PTAや保護者会などの活動を中心にさまざまな機会を通じて、家庭教育の重要性を啓発するといった取り組みも実施されていますが、全体としては、いわゆる待機児ゼロを目指す施策に大きなウエートが置かれていると思います。私の息子もかつて保育園、幼稚園のお世話になりましたことから、これらの施設の整備や、あるいは保育の質的向上にも大きな関心を持ち、園長先生らとも意見を交わしているところでございます。

昨日のいじめや自殺についての質問に対する答弁で、野洲市教育委員会や各学校における先生や、あるいはスクールソーシャルワーカー——以降SSWと申し上げます——の方々のご努力を説明いただきました。私は非常に頭の下がる思いでお聞きしておりました。一方で、子育ての主体は父母など、家庭にあります。家庭です。野洲市子ども・子育て支

援事業計画、この冊子をいただいておりますけれども、この計画の第3章第1節、計画の基本理念の説明文にも子育てについての第一義的責任は父母、その他の保護者が有するという基本的認識のもとと記されております。話が若干飛びますが、先日、あおり運転の問題を取り上げたテレビで、危険運転で逮捕されている加害者を接見したカウンセラーが、まずはじめに、両親の夫婦仲を質問したのに対し、しょっちゅう夫婦げんかしていたと答えたシーンがあり、両親の関係が子どもの人格形成に及ぼす影響を指摘されていきました。同様に虐待を受けた子どもが大人になり、自らの子どもを再び虐待する虐待の連鎖も大きな問題となっています。決め付けてはいけませんが、課題を抱える子どもの背景に課題を抱える家庭があるという確率が高く、子どもだけを対象にケアしても根本的解決にならないというような現実もあります。

介護の分野では、家庭を支援する仕組みと施設を利用する仕組みが両立していて、要介護者や家族の状況に応じたサポートが受けられるように子育てにおいても家庭を支援、サポートする制度が必要と考えております。子育て支援という側面と家庭の教育支援という側面がありますので、市長と教育長それぞれにご見解を求めます。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷議員の子育て支援についての考え方についてのご質問にお答えをいたします。

まず、この課題でありますけど、国の現在の政策の考え方を整理しておきたいと思いません、ちょっと長くなりますけど。ご承知のとおり、平成26年7月2日に内閣府告示第159号で内閣総理大臣より示されております子ども・子育て支援法第60条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針、いわゆる基本指針でという方針が明らかにされています。

何か疲れるぐらい長い題名の告示ですね。この原本、ご存知の方もいらっしゃるんですけども、94ページ、指針といいながら94ページ。私もざっと目を通したんですけども、これ、誰がほんまに目を通してののかなと思うんですが、ここに第一義と書いてあるんですけどね。後ほど言いますが、第一義は児童福祉法に第一義と書いてあるんです。結構、この第一義という言葉が譲れないので、野洲市のそこにも書いてありますけども、今、一番大きな問題はこの第一義というところだと私は思っているんですが、ちょっとせっかくのお問いかけですから、長くなりますけども、ごくごく一部です。94ページのこ

くごく一部だけ引用をいたします。

本当に饒舌な文章なんですけどね。子ども・子育て支援は、少子化社会対策基本法等に基づき総合的な施策が講じられてきたが、平成24年8月の子ども・子育て支援法の制定及び関連法律の改正により、新たな制度が創設された。これは、いわゆる子ども・子育て関連三法に基づく制度改正が述べられているわけですが、あとを続けます。法においては、市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととし、国及び都道府県は、当該給付及び当該事業が適正かつ円滑に行われるよう必要な各般の措置を講じなければならないこととされている。特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされている。これがその計画です。

そして、項目の1、2、3とずっと述べているんですけど、その3に子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義という項目がありまして、ここで法をはじめとする関連法律において明記されているとおり、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、また家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、前述の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要がある。子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みである。したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩がわりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することが可能となるよう地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感をやわらげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことであると。もうちょっと引用していたんですけど、ここで終わりますけども、本当に長い引用になりましたが、これを受けて、野洲市では、先ほどご指摘いただきました支援事業計画に基づいて施策を行っております。

ただし、この計画の以前、法改正の以前から、野洲市ではご承知のように平成22年度の幼保一元化方針によりまして、あえて公立保育園の新たな整備と民間保育園の独自の支援を行ってきています。これは決して待機児童対策だけではなくて、きちっと質を確保して待機児童の解消も図るということです。来年の10月から前倒しで保育、幼児教育の無

償化がなされます。ほとんど量に人がいっています。むしろ、やはりどういう保育をどういう形で提供するのか、これは本当に肝心です。それと、無償は私も全然反対はしませんけども、ただ、経費は絶対要ります。だから、どなたが持たれるのか、そこの視点がはっきりしていない。たちまち消費税の増収分を充てるといふふうになっていますけども、本来、他に回す消費税の分をこちらに持ってくるだけですから、結局、どなたかが負担しないといけないということになるというふうに思っています。

また、学童保育も、これも既にこの法律改正以前に倍增計画で6年生まで完璧に受け入れ体制を整えるなど、先取りをしてきております。まだまだ6年生まで受け入れていない町は県内でもたくさんあります。医療費だけは無料化にするけれども、学童とかサービスは後回しという町がかなり多いと思います。野洲市はむしろこの制度以前に先取りをしてきているというふうに考えています。

また、議員ご指摘の児童虐待についても早い段階から着目をしまして、家庭児童相談室をきちっと独立をさせ、専門職員の配置も行っています。まだ町によっては専門職を配置していない町がかなりあります。また、要保護児童対策地域協議会にも、これも専門家が入っていない町がありますけど、野洲市の場合は専門家をお願いして、かつトップに続いただいています。県内でも有数の専門家が入って、協議会を運営していただいています。こういう形で関係機関と連携体制を整えて取り組みの成果を上げてきておりまして、私へというよりは職員の働きに対して、専門家からも野洲の児童虐待対策は高い評価を受けております。また、リスクの高い妊婦、健診未受診児については、健康推進課と家庭児童相談室の保健協議、野洲市スクールソーシャルワーカー連絡協議会や野洲市小中学校生徒指導担当者連絡会等で情報共有を行うことで児童の虐待の未然防止、早期発見に努めております。さらに、虐待の恐れやリスクを抱えている家庭については、要保護児童対策協議会の関係機関が課題を整理し、役割を分担し、家庭訪問や父母の相談対応養育支援訪問事業によるヘルパー派遣などの家庭支援を行っております。さらに、ご承知いただきますように、生活困窮者対策として、引き続き就労支援や家計相談支援を行うなど、市の総合力で相談者の発見と生活者再建支援を進め、特に子どもの貧困対策としては、学習機会の保障を行い、学習習慣を身につけ、貧困の連鎖を断ち切る学習支援事業として早くからやすクールを実施しており、虐待リスクのある生活困窮世帯に対しては、学校配置のスクールソーシャルワーカーと連携し、福祉と教育の連携をコーディネートすることで支援体制の強化を図っております。スクールソーシャルワーカーも早い段階から着目して、も

う断トツにたくさん配置をしております。本来、これも要望していますように、国なり県のもっと積極的な関与が必要なんです、現場を、やはりないがしろにできないということで、あえて市民の皆さん方の税金をそこに投入して対応しております。

このように、関係各課や機関がそれぞれの所属において取り組みを推進すると共に、連携することで総合力が発揮できる体制を維持、発展させていくことが子ども・子育て支援や家庭への支援において重要であると考えております。

先ほど述べました国の基本指針の中には子どもの最善の利益の実現がうたわれていますが、制度の骨格は子どもの成長というよりは、やはり少子化社会対策が骨格でありまして、本来、子どもに着目されないといけない、保護者に着目されないといけないんですが、少子化社会対策が根幹です。そこは、やはり切り替えられていかないといけないと思っています。その中で家庭への育児、教育力の低下を背景にして、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」とか「子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩がわりするものではなく」など、もっともであるんですけども、あえてここで何度も説教調に言われていることが私は気になるんですけどね。あるいは、これは及び腰で、言い訳的な表現が連なっております。これら表現は、さっき言いましたように、児童福祉法に書かれていまして、これを受けたものです。児童福祉法というのは、これは古い法律で、子どもの成長と子育ての一番の根本法ですけども、これもご承知のように、子どもの権利条約が既に批准されてから随分経った22年後の、これ、平成28年、一昨年5月によりやく子どもの権利条約がいろんな活動の成果の結果、改正をされているわけです。初めて権利がちょっとだけ児童福祉法によりやく入ったという状態です。精神と条項がよりやく入っていまして、28年ですから、子ども・子育て支援法はその精神が入っていない児童福祉法が根底になっています。だから、そのギャップを、やはり私たちは認識して対応しないといけないと思っていますし、子どもの権利条約の柱となるのは、4本と言われておりますけど、一番大きなのは子どもにも大人と同様の基本的人権がある、表現の自由ですとか自由が全く大人と一緒にだと。ですけど、違いは、保護されて成長する権利を持っているという、その部分が違うわけですね。それを逆転させると、保護される権利だけが先に行ってしまうと、逆に子どもの権利が損なわれる可能性もあります。

野洲市では法の考え方を踏まえつつも、国制度の整合性を、やはりきちっと相対化すると共に、父母その他の保護者の第一義的な責任、これは確かに重要ですけども、この建前が通用していない社会経済状況を直視をして、かつ社会状況を国際的視野にまで広げて、

本来の政策目標は子どもたちの健康と健やかな成長を保障することとして位置付けて、取り組みを今後も充実をさせていきたいと考えております。

以上、お答えです。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 市長の部分と重なる部分がちょっとあるかもわかりませんが、教育委員会としての考えを述べさせていただこうというふうに思っております。

東郷議員ご指摘のとおり、児童・生徒の人格形成に家庭が果たす役割は非常に大きいというふうに考えております。小中学生にとって、子どもたちが揺れるという、そのもとになりますのは1つは家庭状況です。それから、もう一つは仲間関係と。仲間関係は学校である程度見たり、指導ができるんですけども、家庭の方が非常に難しい。そういう意味では家庭教育支援というのは非常に大きいのかなというふうに捉えています。特に小中学生の段階では、例えば夫婦げんかをしょっちゅうされているおうちとか、あるいは虐待とか、こういうことが本人はもちろんそのことで多くはそういう子どもたちは学力部分で低下が見られたりするんですけども、その本人に対する変化が見られるだけではなく、学校の中でのいろんな問題行動とか、あるいは仲間関係、例えばいじめに回っていったりとか、そういうことにつながっていく、そういう場合が非常に多いというふうに私は捉えております。

そこで、子育てに困難を抱えておられる家庭、これは別に経済的にはある程度安定していても、先ほど申しましたように、家庭状況、夫婦仲とか、そういう部分とか、いろいろあると思うんですけども、そういう家庭とか、あるいは保護者自身に支援が必要な家庭もございます。そういうところに関しましては、これまでは主に学級担任とか、あるいは生徒指導、それから児童生徒支援加配というのが幾つかの学校には付いているんですけども、こういう先生方を中心に粘り強く家庭訪問を繰り返して、いろんな支援を行って来ています。しかし、一生懸命やっていたいでいるんですけども、なかなか厳しい、改善が見れないという部分もあります。そういう限界を非常に感じております。

そこで本市では、先ほど市長の方からありましたように、学校に配置しておりますさまざまな相談員とか、あるいはとりわけスクールソーシャルワーカー、こういう人たちが教員と協力しながら家庭支援を行っていただいております。例えば、スクールソーシャルワーカーの方が直接保護者さんと面談をしていただいて、家庭の子どもの具体的な声かけの仕方、もう子どもが全く言うことを聞かへん、だから、もういらいらして手を出してしま

うんやというふうな話になったりするんですけども、そんなときに保護者としてとるべき態度とか、あるいはこんなふうに子どもさんを見られたらどうですかとか、そういう相談に乗ったり、それから保護者向けの虐待防止プログラムというのがあるんです。それをスクールソーシャルワーカーの方で資格を持った方がおられますので、個別にその保護者さんに何時間かの講座というんですか、個別指導の中でそういうようなのをやっていただいて、虐待がだんだんなくなってきたという、そういう成果も見られております。そんなふうな中で、今後も家庭教育支援というのは非常に大事なというふうに思っておりますので、教育委員会としても、さまざまな方法で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 市長、教育長、それぞれ現状をしっかりとご認識いただき、対応をいただいていると改めて認識をいたしました。これまでのご答弁やさまざまなやりとりの中でもスクールソーシャルワーカー（SSW）の方々の果たしておられる大きな役割を認識して、意見交換もしているところでございますが、一方でこのSSWの方にも、やはり限界があります。先ほど市長のご答弁の中でも市の総合力というようなお言葉もございました。東京の方で5歳の女の子が非常に胸痛いこの虐待の結果、亡くなったということもありました。こうした事件等が起こるたびに行政の側が家庭というところに入っていくのに及び腰になった結果として、尊い命が失われてしまったというようなことがございます。やみくもに入っていくのもだめですけれども、いわゆるサポートするという観点では今もご努力はしていただいていると思っておりますけれども、今後一層、市、あるいは教育委員会共にご努力をいただきますようお願いをしたいというふうに思います。

次の質問にまいります。交通について質問をさせていただきます。

人と物の流れをつくる交通の整備は、地域の発展にとって欠かせない重要なポイントであると同時に地域住民の生活にとっても欠かせないものです。今年2月、市内の公共交通の担い手である近江鉄道株式会社から運行する路線バス、各便の改正時刻表案が示されました。この中で、木部循環線は事実上の廃止に等しい1日1便という案でした。さまざま交渉いただいた結果と考えておりますが、朝2便運行というわずかに増便された形で改正されましたが、現実には朝バスに乗って出かけた人が夕方乗って帰る便がないという深刻な状況で、迎えがない人はタクシーを利用されるか、吉川線のバスに乗り、遠路を歩いてい

くかという選択を迫られています。

これまで野洲市の公共交通は路線バスを基軸にしつつ、バスの運行が少ない昼の時間帯の交通を補う形で野洲市コミュニティーバス、おのりやすを運行してまいりました。おのりやすは市民の足として機能し、さらに利便性を高めるべく路線をふやすなどの改善に取り組んでいただいているところです。しかし、おのりやすは、もともと路線バスの補完という位置付けであり、路線バスの運行は前提と聞いています。路線バスの空白が現に生じている今、市内の公共交通について見直すべきと考えております。まず、空白への緊急的な対処として野洲駅を16時30分発が最終便となっている祇王・中里コースの増便、いわゆる遅い時間帯への追加等は考えられないか、市民部長の見解を伺います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、東郷議員の市内交通整備についての1点目のご質問で、路線バスの空白への対処についてお答えいたします。

議員ご指摘のように、コミュニティーバスは路線バスの補完的役割を担うものではございますが、今回の路線バスが減便となりましたのは地元の方の利用が少ないという需要の減少によるのも原因の1つでございます。需要が多く見込めない路線への限りある公共資源の投入につきましては、困難であると考えております。

議員ご指摘の時間帯につきましては、来年4月1日からですが、祇王・中里コースにおいては、最終便の野洲駅発16時半が17時5分となる予定でございます。また、当該コースにおきましては、1日6便から8便に増強することとなることから、従来よりは相当の利便性が確保されるものでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） いろんな制約の中、特に財源は市民の税金でございますから、それらを有効に活用するというのは、当然のことかと存じます。一方で、今、先ほど利用が少ないとおっしゃいましたけれども、これも1つの事実でございますが、野洲市に限らず、いわゆる全国各地と申し上げて差支えないかと思いますが、利用が少ないので、民間の路線バスが撤退するということからさらにそこに過疎化が生まれてというふうな、そしてさらに利用が少なくなるという悪循環が全国各地で見られております。冒頭申し上げましたように、野洲全体の活力を維持していく、さらには発展というところまでを目指す観点で、やはりまずはそこに主眼を置いて検討をしていただかなくてはならないかと思っております。

す。事情を無視してとは申しませんが、やはりその目的をまず明確にした上であとの事情をどう都合を付けていくのか、あるいはバランスをとっていくのかという観点が非常に重要かと思えます。ぜひそうした思考で取り組みをいただきたいと思えます。一定、配慮をいただいているということですので、今後もそうした視点でご検討下さいますようお願いをいたします。

次の質問に移ります。

次に、中長期的な公共交通の整備について伺います。

先ほど述べたとおり、市内路線バスのルートで空白地帯が生じております。全国では既にこうした課題に対する取り組みとして、民間の路線バスに野洲のおのりやすにあたるコミュニティバス、そしてタクシーとバスの中間的存在であるオンデマンド型乗り合いタクシーを組み合わせ、地域の交通を確保している自治体もあります。この乗り合いタクシーにもお隣、守山市のように、バス停と同様の停留所を設けたタイプやタクシーのようにドア・ツー・ドアで利用できるタイプのものなど、それぞれ自治体で工夫されているようでございます。いずれにしても、バスより利便性が高く、交通の空白を埋めやすい反面、経費は高くつきがちであり、公共交通の確保や地域住民の生活を守る面と財政負担との面でどう折り合いを付けるかが課題と思われまます。

私は、より実りある質問と思ひまして、この通告書を提出後も資料収集にあたっていたところ、東京大学の研究室が開発し、現在、全国約40カ所で運行をされており、同じく全国での統計で月6万5,000人が利用しているコンビニクルというシステムがあることがわかりました。近隣では岐阜県で5カ所、奈良県で4カ所、福井で2カ所等々が導入されております。守山市で導入されているもーりーカーという簡易なシステムに比べて、利便性が非常に高いのが特徴であります。守山では、担当課にお聞きしましたところ、前日まで予約を入れて運行ということで、数字はちょっとあえて伏せたいと思ひますが、利用はそれほど多くないとお聞きをしております。

一方で、今、ご紹介をしておりますコンビニクルは、30分程度前の予約で運行するという事で利便性が非常に高いのが特徴でございます。また、注文による走行ということでございますので、いわゆるカラ走りがなくなるというメリットがあります。気になるコストの方もシステム導入と運行には車載器3台と予備1台、そしてサーバー1台というモデルで初期投資が50万、月10万という、私の調べたところ、他のオンデマンド交通に比べて非常に安価でございます。近江鉄道株式会社によれば、運転手の不足が続くとのこ

とであり、今後も厳しい路線バス運営が予想される中で、野洲市の公共交通整備計画を見直し、こうした乗り合いタクシーなどの導入の考えはないか、伺いたいと思います。ちなみに、このご紹介申し上げたコンビニクルは試験導入も可能という記載もありました。おのりやすの増便の計画等もパブコメもされている中ではございますが、これと組み合わせる形等々、ご検討いただけないものか、お伺いしたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、2点目のオンデマンド型乗り合いタクシーの交通の導入についてお答えいたします。

乗り合いタクシーの近隣の例といたしましては、先ほどコンビニクルという事例を東郷議員の方でおっしゃっていただきましたが、こちらの取り組みは承知しておりませんでしたので、ちょっと比較等はできませんので、近隣の守山市と比較した場合でございますが、守山市では平成29年度においては、1,051万6,090円の一般財源を投入されまして、利用人数は延べ6,675人、利用人数1人当たりの一般財源投入額は約1,575円となっているのに対しまして、野洲市では同年度での運行費用として、一般財源を3,146万6,642円投入しておりまして、利用人数は延べ4万9,614人、利用人数1人当たりの一般財源投入額は約634円となっております。

野洲市のコミュニティーバスは、守山市の乗り合いタクシーのように、事前登録などの手続が不要でございまして、どなたでもご利用いただけるという、多くの方に対して利便性を確保しているもので、制度的にも財政的にも費用対効果がかなり高いということは認識しております。さらに、今回の見直しによりまして、来年度からより一層市民の利便性が確保されるものと考えられますことから、今後もコミュニティーバスによる公共交通を推進し、現時点ではオンデマンド型乗り合いタクシーの交通の導入は考えておりません。

なお、今回のコミュニティーバスの見直しの計画策定費用としては前年度864万円を投入しておりまして、また次年度コースをふやすと共に1日当たりの便がふえるコースもあることから、大幅に運行費用も増額する見込みとなっております。

こうしたことから、市民の利便性を積極的に確保するためには新たな財源の確保や財源の適切な地方への配分を含めた国の施策が望まれるところと考えます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 私もちょうと調べて状況を、先ほどご提案したコンビニクルの内

容がわかりましたのがつい先日でございます、通告できておりませんでしたので、比較がないのは仕方ないんですけれども、守山市の状況では私も実際に担当課の方にお話を伺って、私の中でもこれだったらというふうに判断はしていたところなんですけれども、ご紹介申し上げたコンビニクルの例でいきますと、かなり守山市のもりーカーと比べる、その比較にならないほどの利便性があるのではないかと考えておりますので、おのりやすの整備計画増便の件等もございしますが、あわせてご検討をいただきたいというふうに思います。

続いて、次の質問に移らせていただきます。

道路整備について伺います。

国道8号バイパスの整備が端緒につき、長年の懸案解消に期待が高まっております。また、湖南幹線の野洲への延伸も動き出しました。2つの幹線ができれば、守山、草津、栗東、守山方面から野洲市へのスムーズな流れが確保され、地域の活性化、経済の好循環、そして中長期的には雇用にもプラスに働くことが予想されます。こうした効果をさらに高めるためには、大きな流れを野洲でとどめるのではなく、さらに次へと流すこと、つまり野洲から東へのさらなる延伸が重要と考えます。今、ようやく国8バイパスや湖南幹線が動き出したところではございますが、これら事業が終了でとどまることなく、動きを継続していくためには、現事業に取り組みながら、さらに次の流れをつくる計画や取り組みが重要と考えます。

そこで、国道8号バイパスの竜王、八幡への延伸についての計画や取り組みの有無、同様に湖南幹線の八幡への延伸についての計画や取り組みの有無、市としての考えを都市建設部長に伺います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、3点目、国道8号バイパスや大津湖南幹線の延伸の計画や取り組みにつきまして、お答えをさせていただきます。

まず、国道8号野洲栗東バイパスにつきましては、昨年に起工式が行われ、本格的な工事に着手されたところでございますけれども、その先の竜王町、近江八幡市方面の延伸は現段階におきまして、具体的な道路整備計画には至っていないという状況でございます。

しかし、篠原学区におけます国道8号の渋滞につきましては、朝夕を中心に慢性化をしております、沿線の生活環境が悪化しておりますことから、抜本的な対策を講じることは必要であるというふうに考えております。このことから、市では以前より湖南4市と大

津市、湖南省の6市で構成をしております大津湖南地域幹線道路整備促進協議会、それから本市の独自要望によりまして、国土交通省及び滋賀県に対しまして、バイパスの先線を事業化検討路線として早期に調査着手されるように強く要望を行っているところでございます。

一方、大津湖南幹線でございますけれども、2024年の国体に向けて、県道野洲中主線までを4車線とする整備を滋賀県において進められておりますが、その先線は未定であることから、野洲市域につきましては、現在の計画が目標期限までに完了されるように国道8号と同様に大津湖南地域幹線道路整備促進協議会及び本市の独自の要望で要望活動を行っているというところでございます。

なお、この先線でございますけれども、今後、近隣市等の動向を踏まえながら、また対応の方をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 先ほども申し上げましたし、またご承知のことかと思いますが、やはり流れというものが非常に大事ななと思っております。道路というのは当然ながらこの流れをつくるものでありますし、左から右、東から西、南北等々、やはり縦横に結んでいくことが重要で、終わりのところはすぼっていくというのがもうこれは歴史上、確かなことかと思っておりますので、いわゆる今、国8、あるいは湖南幹線の先というふうにおっしゃったそのことについても、ぜひともご検討を進めて、また先に動かす努力を続けて下さいますようお願いをしたいと思います。

次にまいります。

国8バイパスと湖南幹線共に相当な流れが期待できると考えます。同時に、この2本の幹線道路は共に東西の流れであることから、東への延伸と共に南北方向にも大きな流れをつくり、接続することがもう一つの課題と考えます。南北の流れに対する考えや具体的な計画について、都市建設部長に伺います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは4点目、南北方向の道路整備の考えや具体的な計画につきまして、お答えをさせていただきます。

本市では、野洲市都市計画マスタープラン、これにおきまして、特に南北の拠点間を結ぶ道路ネットワークの強化を図ること、これを基本的な整備方針に掲げておりまして、道

路整備を推進する上で重要であると認識しているところでございます。

南北の道路ネットワークの強化を図った具体的な路線でございますけれども、堤交差点と野洲川斎苑の交差点を結びます市道野洲川右岸線、こちらは平成21年度に完成をいたしております。また、市道野洲中央線と国道8号を結ぶ市三宅妙光寺線の都市計画道路による整備につきましては、平成23年度に完成をしたところでございます。また、県道につきまして、上屋地先の県道野洲中主線の高架橋でございますが、これが平成24年度に完成をいたしまして、南北の交通アクセスが大きく向上したところでございます。

今後の具体的な計画といたしましては、県道木部野洲線の久野部交差点から北野小学校方面までの南北間約600メートルを都市計画道路といたしまして、昨年度から滋賀県において事業が進められているところでございます。交差点のところの右折だまりをつくったり、また歩道の整備をしたりということで、大変渋滞もしておりますので、その改善を図るということで事業を進めていただいているところでございます。

また、市におきまして、堤交差点から琵琶湖岸、こちらまでの県道菖蒲線のバイパス整備を滋賀県に対し要望を行っているところでございまして、県におきましては、県の道路整備、アクションプログラム2018において事業化検討路線という形で位置付けをしていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 具体的な計画、方向性、あるいはこれまでの取り組みについてご説明いただきました。中でこの県道菖蒲線のお話もございましたけれども、我が野洲市は北の方に琵琶湖と接し、また南では三上山をはじめ、山もある。いわゆる湖も山も川もということで、そうした面から考えますと、大きなポテンシャルを持っている地域ではないかと思えます。こうした交通の整備等を通じて、いわゆる観光面にももっとこの野洲に外国の方、国内の方を問わず、多くの方に来ていただき、豊かな自然が残っているこの市内を楽しんでいただくということ、そしてまた、それを通じて地元の発展等も考えていきたいと思えますので、継続的な取り組みをお願いして、質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございます。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第11号、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） お昼1番にさせていただきます。第14番、野並享子です。

国保税の軽減を求める内容をまず一番にさせていただきます。

30年度から国保制度が都道府県単位化に伴い、3月議会で保険税が確定されました。前年度と比べ、医療給付費は引き下げられましたが、後期高齢者支援金が引き上げられ、介護納付金は所得割と均等割が引き上げられました。トータルで基金の繰り入れも行き、引き下げられました。しかし、所得300万円で子ども2人の4人家族で試算したところ、これは滋賀民報の4月1日付の全県的なデータなんですけども、そのところでは年間42万7,600円で、現時点では県下で2番目に高い国保税となっています。県が納付金を決めたことによるものですが、高過ぎる国保税の引き下げが求められます。見解をお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、野並議員の国保税に関するご質問にお答えいたします。

まず、ご質問いただきました国保税の引き下げの件につきましては、国保税の税率の算定にあたっては県への事業納付金をもとに算出することが基本となっております。この事業納付金は、医療費は市町村間では同じ水準で算入しますが、一部の特定財源や保健事業費などは市町ごとに算定する項目もあります。また、市町での措置として基金を活用しているなど、広域化後6年間は激変緩和の調整期間でもあり、各市町の算定にあたってはそれぞれ市町の判断でさまざまな要素が加味されております。

こうした中、本市といたしましては、先の2月議会でも申し上げましたが、国保財政調整基金の活用のあり方として、基金の保有状況と新制度における基金の役割を踏まえ、国保税を単に引き下げるためだけではなく、市の国保制度の運営を健全性のあるものとする観点から3年間で1億円を活用すると共に、3年間税率を固定することを前提として、先の2月議会で国保税率の改定にご賛同をいただいたところでございます。

この本市の基金を活用した3年間固定の税率につきましては、今後の医療費等の動向により、来年度、さらに再来年度、他の市町の税率がどうなるかで順位も変動するものであり、1年目だけの結果で高いと言えるものではないと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 野洲の国保税が高いということに対しては認めておられるんでしょうか。まず、それを聞きます。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 1年目の結果としては、議員ご質問いただいたケース、家族4人のケースでご指摘をいただきましたが、例えば実態に近い、もっと1世帯当たりの人数でいきますと3人とか、あるいはもっと低い数字に実際の世帯はなります。2人、2.何人というぐらいですので、例えば3人でいきますと、モデルケース、県がはじいた試算でいきますと、所得は350万で算定しておりますが、その場合ですと、野洲市は3位ということになります。

他の市町を聞いておりますと、算定結果ではあるんですが、それに近い数字であっても、29年度とは近い数字であればもう変えないということがあったり、初年度ですので、いろんなことが加味されておりますので、諸般の事情で結果としてそうになりましたので、客観的データからすれば、今は真ん中より上にあるということからすれば、高い順位にあるということとは言えると思います。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） もう一つ、いつも私が言うのが社会保険との対比ですね。社会保険の場合は1人であろうと、3人、4人であろうと、所得割の料率というのが一定ですので、11.41%というのが所得に対してかけられる。国保の場合は均等割、平等割というふうな形で世帯にかかったりとか、個人に、一人ひとりにかかったりとかいうふうな形、全国これではぼやっているというところですね。

こういうふうな中で計算をしますと、社会保険の場合、40歳以上で15歳以下の子どもさんが2人、4人家族の場合、所得300万円の方ならば、合計で年間34万2,300円というのが保険料になります。国保の場合、300万円の所得でいくとすると標準、状況で33万円を引きますから、それを引いて計算をすると国保税の場合は50万6,962円という、こういう金額になります。社会保険に比べたら、約16万4,662円高いという状況で、家族が1人の場合の社会保険の方でも38万2,700円という形で国保の方が4万円高くなるという、だから家族がふえればふえるほど均等割が加算されますから、後期高齢者は産まれた赤ちゃんからの払わんならんということになっています。

介護保険は40歳以上ですけれども、本当にこういう形で後期高齢者支援金の徴収もし、均等割、平等割というふうな形になりますので、現実には、やはり同じ国民皆保険という形で医療のサポートをするにおいては、負担率が国保の場合は非常に高い。社会保険の場合は2分の1を企業が負担しますから、これだけの保険料で済んでいます。ですから、やはりもっとこれ、根本的には国の負担をふやしてもらわない限り、今のやり方やと、これだけ社会保険と国保との差が出るというふうなことになろうかと思うんですけれども、その点、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） まず、社保と国保の根本的な制度の違いというか、社保につきましても、その構成員の中で所得で判断しますので、自分1人であろうが、例えば扶養3人抱えていて、4人分の保険であっても、所得によります。それで負担して、相互扶助でしている制度ですので、逆に言うと、社保の場合は1人の方が4人分の世帯の保険料もあわせて支えていくということになっています。国保につきましても、特に現役世代を退いた方がふえてきますので、単に自営業者だけではなくて、構造的に年金生活者ということになりますので、その保険間の社保と国保のバランスを保つためにそれぞれ社保から国保に負担いただいて回っている部分もございまして、制度間の扶助も国保には社保から受けているという制度がありますので、一定、均衡は図られておるといふふうに思っています。

あと、均等割の件ですけれども、それについては、国保の世帯そのものがどちらかというところ、低所得者層が多い構造ですので、応益割の中で、それを社保の理論でいきますと、保険料総額というのは決まった額をいかに被保険者で確保するかということですので、どこかを抑えればどこかで取らなければならないという構造になります。そうなってきますと、例えば低所得者老人1人の世帯にもおっしゃった分で措置しようとする、そちらに負担もかぶさるということにもつながりますので、今の制度の方が実態には合っているのではないかということがあります。

ただし、おっしゃっていただいた国が一定、支援すべきということはこちらも支援いただければ望むところではあるんですが、国の財政事情全般、あるいは少子高齢化でだんだん支えを受ける側の割合が変わってきていますので、なかなかそのために財源を確保していただけるのは難しいとは思いますが、国から支援いただければ、それはそれで歓迎する制度ではあるかとは思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） やはり、現場の声として、国保はすごく社保よりも高くなっていくということを出していただければありがたいというのではなくて、社保は2分の1は企業が出していますから、これ、34万2,300円ですけど、これは2分の1ですからね。この同じ金額を企業が負担をしているという、そういう状況でもあるので、国保も県段階にもう今年からなりましたから、やはり県に対して、国からきちっと2分の1の負担をするという、そういうシステムにしていかないと、国保の保険税が本当に天井知らずに上がっていく。しかも、高齢者ばかりが入ってきていますから、病気になるのは当たり前で、若い社会保険の状況とはまた違うと思いますので、そういう面においても、やはり根本的な制度改革をせんとあかんということを申し添えておきます。

次、2番目に、都道府県単位化に伴って、国は特別調整交付金として1,700億円を配分することになりました。そのうち、子どもに関しては100億円が配分され、滋賀県としては1億9,600万円が配分されました。この子どもに関する配分というのは多子家庭に対する支援であり、20歳以下の子どもの均等割を減額することになっており、市町村に賦課された納付金から差し引いて、標準保険料を算定しています。子どもの均等割の減額をすべきですが、見解を求めます。

また、低所得者に対しては7割減免、5割減免、2割減免が行われています。この減免で子どもに対しての減免は幾らになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、2点目の子どもの均等割の減額のご質問についてお答えいたします。

ご質問にありました国から県への特別調整交付金のうち、子どもの被保険者分につきましては、自治体の責めによらない要因による医療費の増、負担への対応として、子どもの被保険者の人数による配分がされているものであり、多子家庭に特定して支援措置されたものではございません。さらに、県の納付金の算定段階において算入されており、これにより納付金が減額されていることから、当該交付金をもってご質問の制度を設けるような構造にはなっておりません。

また、県の運営方針に定められた平成36年度以降のできるだけ早い時期の保険料水準の統一の議論が進められる上においても、市単独での新たな制度を設けることは慎重に対

応すべきことであると考えております。

なお、議員の最後のご質問の低所得者に対する減免のうち、子どもに対する減免は幾らかというご質問につきましては、現在の電算システムでは対象世帯の中の子どもの分だけを算出できるプログラムではないため、現段階では対象世帯を抽出し、その中で1世帯ごとに手作業で子どもをピックアップする作業となり、多大な時間を要するため、お示しすることはできませんので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 今の子どもに対する均等割の減額に使うのではないとおっしゃいましたね、確か、今。国が出しているのは、都道府県に対して100億円、それは1,700億円のうちですよ。1,700億円のうちの100億円は保険料負担能力のない子どもの被保険者数に対する財政支援ということで出ているんです。全国的ですから、そのうち滋賀県では1億9,600万円という配分で国から特別調整交付金という形でおりてきています。県の資料によると、全県的にあるんですけども、野洲では20歳未満の一般被保険者数、平成27年の国保実態調査報告に基づいて1,071人ということで334万9,000円、大津なんかは2,500万ほどありますし、それぞれ子どもの人数によって違いますので、そういう形でこのお金はそういう支払い能力のない子どもに対する財政支援ということで、県は納付金を市町村に貸すときにそのお金を引いて貸しているということになっているんです。それはご存知でしたか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） ちょっとお答えの解釈が、まあ説明がまずかったのかもわかりませんが、申し上げましたとおり、今は多子家庭に特定しているのではなくて、客観的に20歳未満の子どもの数が、今、再質問でおっしゃっていただいたとおり、単純に子どもの数に1人当たり幾らということですので、ご質問については多子が前提であって、そのための支援、国が設計した段階ではそういう意図もないわけではないですが、滋賀県の算定においては、客観的に子どもの数で算入しておるということで配分を受けて、その額を引いて納付金を算定しておるということでございますので、単に子どもの数、つまり20歳未満の数掛ける単価ということでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君）　ということで、要は負担能力のない子どもに対しての均等割ですね、結局は。世帯割ではありませんので、一人ひとりに掛ける均等割、この均等割の部分で減額をしている、減免をしているという町があります。そういうことを念頭に北海道の旭川では子どもの均等割を3割減免をしたとか、埼玉県の富士見市では第3子の均等割を全額免除とか、それぞれ町によっては違うんですけども、この負担能力のない子どもの被保険者数に対する財政支援という、そういうところにおいて、どう我が町でやっていくかということを考えられているというのが全国的な流れなんですけども、野洲としてはそういうことは全く考えていないということになるんですか。

○議長（矢野隆行君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君）　今の客観的事実からいくと、今、算定を受けた分が納付金として算定されたということは、子どもの分で措置された部分は全員に波及しているということになりますので、間接的に言うと、もう大人もこの分の享受を受けたという、滋賀県ではそういう措置になります。

全国的にはそういうところも実施しているところもございますし、それを国に要望しているところもあります。それについては、国で財政措置をされたいということですので、やっていないところに関しての国の責任でやるべきということで、自らでやるということはまだ全国的には少ないというふうに認識をしております。先ほども申し上げましたように、滋賀県ではまだどこもこの中で議論はされておられません。先ほど言いました統一を図っていくことが6年後、目指しておりますので、その中で、今後どういう議論に転じていくかわかりませんが、現在のところではそのような措置をこちらが誘導してやろうという思いは持っておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君）　野並享子議員。

○14番（野並享子君）　県に対して既にお金はおりてきているんですから、1億9,600万円、特別調整交付金という形で1,700億円のうちの100億円を分けて、県にはそういうお金としておりてきているんですから、本来、県が子どもの均等割を減額をするようにというのは基本やというふうに思いますので、もう既に納付書を送ってきていますから、全てで分けてしまっていますから、今から子どもの分だけと言うたら、そのお金はどこから持ってくるねんということにもなりますから、来年度で一番最初からそういうふうな検討をしていただくということにはできないのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それにつきましては、今後、県の担当課長会議の中でまた改めて議論、実際、全国市長会の、一部の地方では出ている議論ですので、それについてどうするかということは、今後滋賀県においてもなされる議論になるかとは思いますが、ちょっと来年すぐにその議論を積極的に出していくかということは現在ではその予定はしておりませんが、県内各市町の動向も見ながら見守っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 見守るのではなくて、積極的に発言をしていただきますように。

次、教育行政について質問いたします。

英語教育が教科化され、3年生から始められました、今年から。しかし、小学校教員は英語免許を持っていない者がほとんどであり、野洲市では支援員を5名、市単費で各校に配置し、喜ばれています。県からの専科教員2名は担任と一緒に授業はしないとなっているため、チームでの授業でなく、しかも専科教員は3校担当しているため、移動の時間や教材の準備などは時間数に入らないため、過重な勤務となっています。この点について、現場からは改定学習指導要領の抜本的な見直しを行い、小学校での外国語活動、外国語の教科化の導入を見直す声が上がっていますが、教育委員会としてはどのように対処するか、県や国に声を上げる必要があるのではないかと考えます。答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 野並議員の教育行政について1つ目の外国語活動、外国語科の導入についてお答えします。

今年4月から小学校の3、4年生に外国語活動という時間が年間15時間設けられました。また、5、6年生におきましては、外国語科として英語を年間50時間授業を行うというふうになっております。時間数でいいますと、学校現場では年間35週、大体35時間あると1週間に1時間その教科を設定するということになっていますので、50時間というのは、毎週1時間ともう何時間かということになります。文部科学省としましては、2年後の小学校の新学習指導要領の全面改定に向けまして、英語の専科教員では英語だけを小学校で教える先生ですね。中学校みたいに1つの教科だけを教えるということは小学校ではなっておりませんので、そういう中に英語だけを教える先生を配置するということ

で、それをふやしていくという方向を打ち出しておられます。小学校に英語の専科教員がふえれば、学校間の移動の負担もなくなると思います。現在は議員ご指摘のように2名だけです。野洲小学校と中主小学校に1名ずつ配置をしていただいて、その方が他の2校ずつを回っていただくという、かなり負担が厳しいということもありますので、そこをその過重負担をできるだけ軽減できるようにということで、要望を市教育委員会としてもやっております。

ところで、これらの子どもたちの勉強は、これからの子どもたちはさまざまな国の人と関わりながら生きていくということが当たり前になってまいります。小学校の外国語活動、外国語科で育てるコミュニケーション能力はその土台となると考えておりますので、市教育委員会としましては、その野洲市教委としてはもちろん要望をしておりますけども、県内13市の都市教育長協議会というのがございます。そういうところ、それからもう一つは県の市長会、こういうところを通じまして、県教育委員会に専科教員の早急な増員を強く働きかけているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 2年後の本格実施ということで、3、4年生で35時間、そうすると週1回ですね。5、6年生で70時間、週2回、2時間というような状況になります。もう既に今現在でも小学校2年生で週1回6時間の授業があるんですよ、小学校2年生。まだ学校に行き出してもう本当にまだまだ大変なときだと思うのに週1回6時間授業があるという、本当に過密な状況になっていると思います。その中でこういった日本語が本当にまだしっかりマスターできないようなときから英語が入ってくるというふうなところら辺においては、どうしても私は、このままそうですか、はい、専科教員がふえたからいいですよというわけにはいかない。何かもうちょっと本当に見直しをしないと学校嫌いになると違うかというふうな、そういうふうな思いがあるので、本当に教育委員会としては見直しというのは考えておられないのかという思いがするんですけど、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 英語という教科というんですか、科目だけではなしに、私の個人的なことになると思うんですけども、はるかに授業実数が多いという、子どもたちの負担という意味では大変やなというふうに感じております。例えば、今までよく言われておりましたフィンランドの教育につきましては、日本の授業実数の半分ぐらいしかないとい

うふうなことも伺っておりますし、そういう意味では学校教育全てを見直すという部分ではそういうことがあってもいいのかなとは思いますが、今の段階で英語がどうのこうのということは、私としては言えないというふうに感じております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 根本的に本当に見直していくという思いを下からも出していたきたいな。親が悲鳴を上げているし、子どもも悲鳴を上げる状況になるのではないかと、いうふうに思います。

今、さっきも言いましたけども、2020年度から本格実施となって、授業時間数が5、6年生で70時間になります。塾などに通わず親もあり、子どもへの負担と所得格差が学力格差にもなる懸念や義務教育における教育無償化が形骸化が進む状況になるのではないかと、と思いますが、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 小学校の英語は聞くことや話すことを中心に行われております。市内の小学校でも一人ひとりを大切にしたいきめ細かな授業を行っていますので、この英語だけで義務教育の形骸化が進むとは考えておりません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 今、話すことを基本とおっしゃいましたが、それが3年生、4年生ですね。3年生、4年生は話す、聞くという形になってはいますが、5年生、6年生になりますと、漢字でさえも1年生80字、2年生160字、3年生200字、5年生で193、6年で191、1年間で1,026字。そういう中において、英語も5年生、6年生は書く、読む、言う、単語を書くということで、ここに書いていますように、小学校の5、6年生で600から700の単語を覚えんならんです。中学校で1,600から1,800ということで、こういうふうな形で日本の漢字を覚えるだけでも本当に大変やというふうに思うんです。それが5年生、6年生でこの単語を覚えていかならんというのが入ってきます。しかも、通知簿で点数を付けていくということですから、読んで、聞いて、そんなんでは済まないとなると、やはり親としても塾に通わさんならんというふうな思いを持たれる。

しかも、次の3番目に行きますけども、3年後の2021年から中学でも全面実施され

まして、英語の授業を全て外国語で行う。ヒアリングができないと、その授業に付いていけない生徒も存在するのではないかと思います。文科省の英語教育改革は英語嫌いを生み出しかねない改革であると思うんですけれども、英語の早期教育導入を本当に私は見直すべきではないかと思いますが、見解を求めたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 英語の早期教育の導入に関わってですけども、学習指導要領には教員はどの生徒にもわかるように英語を使い、必要なときには日本語を使ってもよいというふうになっておりますので、現場ではそんな英語中心というふうにはなりませんけども、それは英語に慣れるという意味での部分でして、必ずしもヒアリングが難しいとか、そういう部分とは、それを無視してどんどん進めていくような授業は現場ではすることあり得ないというふうに考えております。英語嫌いという部分は基本的にはそういうことはないようにというふうに願っておりますし、これからの導入をしっかりと見守っていく、また丁寧に子どもたちに授業をやっていく中で英語を積極的に支援していったらというふうに考えておりますので、導入見直しということについては考えておりません。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 本当に私は大変な事態になるのではないかというふうに思います。文科省では中学校で授業を英語で行うことを基本という形にしていますからね。ですから、日本語も一緒にまじってやってもいいよというふうな形ではないと思うんですよ、基本という形をとっておられますから。けども、それではとてもじゃないけども、付いていけない、わからない、そんな子どもばかりやったら、もう授業なんて成り立ちませんからね。本当に覚える単語の数が中学校でも1,600から1,800単語を覚えていくということですから、これは子どもにとってはすごく大きな負担になると思います。小学校の校長先生がおっしゃっていましたが、小学校6年生になれば、英語よりも敬語を教えたい、そういう日本の言葉をしっかりと子どもに教えていきたいというふうなことをおっしゃっていました。私もそうやと思います。本当に小学校の基礎学力のところでそういったものをしっかりと身に付ける、そういう教育を重視していただかないとだめだというふうにも思いますので、教育長は見直しを考えていないというふうなことですけども、本当にぜひ検討をしなければならない時期が来るのではないかというふうに思います。

次に、教育の機会均等についてです。教育の機会均等は当然であると考えますが、学校の教室のテレビが液晶ではなく、ブラウン管テレビのところがあります。運動場が雨上が

りに使えないのが中主小学校と北野小学校、PTA活動で運動会などの行事のときに近隣にコミセンや市有地などがある学校は駐車場の確保についても対応ができますが、単独で建っている学校で、遠距離になる中主小学校、北中学校などは駐車場が狭く、困っておられます。各学校のこの差を教育委員会は認識されていると考えますが、この差を何年で解消をされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、野並議員の教育の機会均等についてのご質問にお答えいたします。

各学校の差とのご指摘ですけれども、まず全体的な視点で言いますと、学校施設の耐震化についていえば、合併以降遅れていました学校耐震化を数年で100%にして完了していますし、老朽化対策についても計画的に大規模改修によって進めています。また、本年度はデジタル教科書導入のための環境整備として、全ての学校のICT、環境整備に取り組んでいますし、英語教育に対応するための支援員も、先ほどおっしゃられましたように、本年度は市費で5人配置するなど、ハード、ソフト面、両面で環境整備に努めているところでございます。したがって、各学校の教育環境につきましては、市全体で統一すべきところは格差のないよう、また計画的に鋭意進めているところでございます。

このように大きな枠の中での環境については、差はないというふうに考えておりますけれども、議員ご指摘の個別の案件につきましては、授業に直接影響のない設備、今おっしゃられましたブラウン管テレビについては、校内放送設備などの改修も伴いますので、大規模改修にあわせて実施するなど、効率的な整備により進めていきたいというふうに考えています。

また、駐車場のスペースの課題につきましても、その必要性を検討した上で地域のご協力もいただきながら、解決できるものは解決していきたいというふうに考えています。

グラウンドの水はけの課題につきましては、改修に多額の経費が必要になることは明白でございますし、こうした課題をいつまでにという期限についてのお尋ねについては、現時点では計画がありませんので、お答えすることができません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） とりあえず順番にしていくというのは、それはそのとおりだと思います。しかし、野洲中が大規模改修になったときに、あそこはテレビがブラウン管の

テレビをそのまま旧の教室から持ってきて配置されたんです。えーっと思いましたが、行ってびっくりしました。大規模改修のときに当然、そんな配線やらもやって設置する、あのときにもう地デジになるというのはわかっていたから、当然、やっているものやと思っていましたら、ブラウン管だったんです。私、えっ、びっくりしましたが、そういうふうなところ辺までのチェックは入ってなかったんでしょうかね。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） ブラウン管というのは野洲中学校のブラウン管テレビのことですけれども、大規模改修もあわせてやっていますが、そもそもテレビを何に使うかというところですが、校内放送としての利用というのが実情です。イメージですけれども、例えば校長先生のメッセージを出すときに、そのテレビを通じて映像と音声を伝えるんですけれども、今、野洲中学校の方では映像が映らないとか、あるいはブラウン管ですけれども、きちっと伝わっていますし、それから音声もきちっと入っていますので、問題はないというふうに思っています。

授業に使うかという、これは学校の方に聞きましたら、授業で使うことはありませんと、こういうことですので、教育の現場の環境としては特には問題はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 本当に大規模改修するときには先を読んでやらないと、配線から違いますからね。ですから、ちょっと変えたらいいねんというふうなものではないというところ辺をちょっと認識しておいてほしいなというふうに思います。校内放送でいっても、もう今、ブラウン管は売っていませんからね。故障したらもう液晶テレビしか入れられませんから。そうすると、違いますよ。その教室には映らなくなりますからね。という、そういう状況であるということを確認しておいて下さい。

次に移ります。

通学路の安全対策についてですけれども、先日も他の町で小学生が水路で流され、亡くなりました。このようなことは野洲市でも起こり得ることであり、通学路の総点検が必要であります。例えば、祇王小学校の通学路で朝鮮人街道の1本北側に妓王井川が流れています。流れも速く、水深も深く、小学校低学年が転落すれば流される危険があり、転落防止柵が必要であります。交通安全プログラムで安全柵設置は検討中となっておりますが、

どこまで検討され、そしてまたいつ工事をされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、野並議員の通学路の安全対策につきまして、お答えをいたします。

通学路の交通安全プログラムにつきましては、平成24年度に全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次ぎましたことから、平成24年7月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容につきまして、関係機関で協議し、通学路の安全向上のための対策を講じることを目的として、平成28年3月に策定したものでございます。このことから、安全対策は自動車に対する対策である歩道及びグリーンベルトの設置に優先的に取り組んでまいったところでございます。これまでの点検によりまして、必要とされましたグリーンベルトの設置につきましては、今年度でほぼ予定の対策が完了するという状況でございますので、ご質問いただきました交通安全プログラムに今リストアップされております検討中の場所も含めまして、局地的な安全対策につきましても、次年度以降での対応を考えているところでございます。

今、野並議員ご質問で朝鮮人街道の1本北のところというふうにおっしゃっていただいたのは、これは朝鮮人街道と並行して走っている道路という意味でしょうか。

（「そうです」の声あり）

○都市建設部長（三上忠宏君） そうでございますか。実はここでプログラムの中で検討中と上がってる箇所につきましては、その道路から祇王幼稚園の角の方に抜ける道がございますね。ずっと通ってこられて、左に曲がって、登校のときには行かれる、そこの道のことを言っておられます。ここの箇所につきましては、幅が1.5メートル、延長大体40メートルぐらいの道でございます。車の通行が困難な区間というふうなことでございます。また、妓王井川の増水時や積雪時に、今、危険であるといったことでご意見を頂戴して、こちらの上へ上げている箇所ということになってございます。

転落防止柵の設置につきましては、当然のことながら、有効な対策ではございませんけれども、この場所につきましては、石積みの護岸になってございまして、防止柵を設置する場合はこの護岸を外して設置をしなければならないような状況でございますので、当然、道路幅員がさらに狭くなるというふうな状況になりまして、現在通行されている方々ですとか、あるいはこの沿道でお住まいの方の出入りなどにも影響を与える可能性がございますし、地域で年2回河川の清掃をいただいているというふう聞いてございますけれども、

そういった活動への支障になるということもございます。また、通学路の安全対策につきましては、基本的に社会資本整備総合交付金、これを活用して対策をしているところでございます。事業の財源を確保するためにも、できるだけ交付金の対象となる対応を検討したいなど、幾つか整理すべき課題があるということから検討中としているところでございます。当該箇所の対応策につきましては、関係の皆さんと協議、調整を行う必要がございますので、今後どのような形で安全対策ができるのか、今年度も合同点検がございますので、再度、関係の皆さんと協議をいたしまして、対応をしていっていききたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 今おっしゃったところを写真に撮ってきました。このずっと奥、向こうに行ったら、小学校の方に行ける道です。これ、江部の信号からの道です。ここに付けるべきだ。反対側の道は柵があって、ガードレールが付いております。道の左にはこういう状況で付いております、そこの区間だけですけれどね。右側は全くすっきり何にもありません。この道を真っすぐ行きますと、言われているこっちに曲がってきて、祇王のこっちの道に出てくる。朝鮮人街道に出てくる。この流れですね。ここを通る子どもたちは中北と北村の子どもなんです。この上町の子どもはこの道は通っていませんから、地元の方の要望にはならない。ここに何とかしてくれというて言われたのが北やら中北の保護者の方から、危ない、小学生と一緒に付いておられた方が危ない、何とかしてほしいという声が上がっております。この問題をぜひ早急に検討をしていただきたいというふうに思っています。

時間がもう切りましたので、次、行きます。

工場の緑地を10%に削減することについて質問いたします。今年中に工場立地法対象控除の緑地の面積を20%から10%に削減すると発言されました。野洲市は住宅地域の横に工業地域、工業地域の横に住宅地域にすることを許可してきたため、騒音、振動、臭気など、さまざまな苦情が出ています。現在でも苦情が出ているにもかかわらず、居住地域に隣接している工場の緑地を10%にすれば、今以上に苦情が出ることは明らかであります。工場の敷地が狭くなったので、緑地を削減するというのは、容認できる地域と容認できない地域があります。一律に10%にすることは検討が必要であると考えますが、見解を求めます。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、野並議員の緑地面積を一律に10%にするとは検討が必要であると、その見解はということでございます。今、10%にするというか、全協でも申しましたように、10%で検討している最中でございます。

それと、御指摘の緑地面積が減少することで騒音、振動、臭気等の苦情が増加すると、そういったことを言っておられるんですけども、これらは騒音規制法、振動防止法、悪臭防止法、そういった環境規制法の中で基準値が定められておまして、それを事業者は遵守すると。当然のことながら、しなければ、勧告、改善、そうしたことになります。無関係とは申しませんが、その緑地の大小、多い少ないということで対応されるべきものではありませんと、いわゆるナショナルミニマムの達成手段ではないと。これはご承知と思うんですけども、健全な議論のためにあえて整理させていただきます。

工場立地法の根幹的な目的というのは、国民経済の健全な発展と福祉の向上になっております。それにおける緑地の扱いということの見解ということだと思うんですけども、先ほど言いました環境規制法等々、それを達成した上での話として、心理的な不安感とか快適性とか、そういった向上、いわゆる周辺環境のさらなる調和、そうしたものを目指したものであるというふうに理解しております。その上に立って、一律ということもございますけども、ご承知のとおり、現在も20%一律でございます。今後、条例化するにあたりまして、ある区域では設備投資とか駐車場の確保ができない、ある区域では困難だ、できやすく、ある区域ではできない、そういったことに基本的に不公平があるとそのような考え方に立っていることから一律としております。

そして、緑地面積率、現在10%で検討しているところでございますけれども、雇用の促進、また税収増による福祉の向上などに向けたものとして、一方でその緑地率にした場合、周辺環境をどのように配慮していくのかということをしっかり問題意識を持って、関係課と現在協議しているところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 工場地域の京セラと北野一丁目との距離10メートル、そして建物との距離が55から60メートル。また、近江富士団地のところも大山川がありますので、55メートルとか、結構あります。けども、京セラ、オムロンなどは敷地内でどのように運用されるかというのは、それは企業の勝手ということになってしまいます。です

から、建物とか学校とか、そういう民家とかがある場合は建物から50メートルは離すとかいうふうなことや駐車場も景観上の配慮をする必要があるのではないかと思います、条件を付けるべきだと思いますが、見解を求めます。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 先ほど1点目で申しましたように、私も一定の条件というよりも配慮義務、それは当然必要だと思っています。そういう問題意識はしっかり持って、今やっています。そういう意味で、工場立地法をはじめ、関係法令とか市の条例、計画、そういったものに沿って、地域の周辺環境に配慮したガイドラインの策定、こういったことを今考えております。ただし、法の範囲の中でしていくということでございます。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 3番目の緑地のところですが、今、オムロンが敷地内で建築をやっておられます。もうぎりぎりのところに今されております。本当に川のすぐそばのフェンスの向こうに建てておられます。オムロンの増築もぎりぎりです。数メートルという状況になっております。その後、京セラの部分もこの緑地、大きくとってあったのが京セラが増設することによって、木は大分、半分以上木はなくなるといふような状況になっております。本当にどんどんという意味では、際限なく環境が悪化していくというのではないのでしょうか。一遍、あそこを歩いてみたら、わかると思いますが、やはりきちっとした条件などを付けるべきだと、配慮義務とかガイドライン作成は、いったいどんなことをしようとしているのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） ガイドラインの策定はそういったところでございますけれども、基本的には、やっぱりこれ、いろんな法律が絡んでおります。今回、緑地ということでご質問していただいておりますけれども、都市計画法やら、いわゆる緩衝帯の関係、いろんなことがあります。例えば、京セラ、その工場の時期にもよりますが、例えば立地法でいいますと昭和49年以降のものについて適用されますし、都市計画法についても同様で、いろんな意味で法律のできたときと、それまでにあったところは違います。そういったことも勘案しながら、きちっとしんと、よく御党でも言われますけれども、やっぱりその法律に従うということ、日本国憲法も含めて法に従うということも含めて、きちっと法のもとで平等にやっていくというふうの意味のガイドラインの策定でございます。それを超えて

やるというのは、法のもとの平等というのを超えておりますので、そこまで考えていないという意味です。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） きちっとした都市計画ができていたらいいんです。工場があり、準工があり、商業があり、宅地がある。野洲は違うんですよ。工業地域の横が住居地域という、めちゃくちゃな都市をつくってきているんです。そういうのをやっているところと同じように扱ってもらったら、もう一遍建ってしまったら、これ、建物、除きませんよ。ここ、京セラ、オムロンは商業地域、工場とか自動車屋さんとか、そういうところですから、宅地がすぐあるわけではありませんから、何とか本当にぎりぎりでもいいかもわかりませんが、あと北野小学校もすぐですよ、北側はね。あそこ、緑をばーんととってしめて、ばーんと駐車場にされたって、文句を付けられへんようになるんですよ、全体の敷地の中で10%ということになったら。どうそれをどういうふうに思われますか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 私もそういったことは非常に懸念して、先ほど言いましたように、問題意識を持っています。今言われたダイハツピットの横とか、ああいう工場対工場というのは、むしろあそこは切ってほしいとか、そういった声もかなり聞いています。一方でつくられると思いますけど、今の立地法的にはあんまり配置までは決まっていないんですよ。だから、ガイドラインないしは別に条例に盛り込んでもいいんですけども、その緑地、今言われている周辺環境の調和というのはかなり考えならんと思っています。

例えば、野並さんの横とか、ああいう横とか、今でもすき間があいていますね、大きくなり過ぎて、私も全部現場を見ましたので。むしろそういうところをきちっと管理するとか、そういった、あと今、20%、仮に10%にしても、周辺にはきちっとあるのかどうか、今、シミュレーション中です。そして、重点的に緑をふやすというのか、置くとことというのはきちっと決めていきたいなというふうに思います。指導的にきちっと決めていきたい、そういう意味合いです。例えば、真ん中に今、緑があってどうのこうの、その分はいいから、重点的にここはきちっとしてくれよとか、そういった意味で言っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） そんなことを協議してできるんですか。企業の勝手になりませ

んか。全体的敷地の中で自分ところがどういうふうに使おうとそんなものはきちっと何か本当に文章上にしておかないとそこまで枠をはめられないと思いますけども。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） あんまり企業の勝手と言われるとちょっと私もその意味合いがわからんですけども、例えば、例で言うたら、京セラは工場立地法前で建てられていますから、事実上でいうたら、別に10%、法だけでいうたら、20%を守らなくてもいいところですよ、IBMの。ご存知かと思いますが。それでも、今、23%ぐらいですね。真ん中にもたくさんあります、芝生のところとかね。別に勝手におられるというのは、僕は見受けられないし、一定の、当然、この野洲の舞台で企業を立地されているので、周辺の住民を無視して、僕はできるということは思っていない。それも常識レベルの話としてね。勝手や言うて、ほな皆さん怒りますわねと。例えば、野並さん筆頭に声を上げますわね。そんなところで僕はできるとは思えませんし、当然、配慮するというのは、これは立地法にうたわれていますし、これ、法律の問題ですから、僕が言うてるのは。感情の問題じゃなくて、法律としてきちつと言うてるので、できますかとか言われるの、法律でそう書いていますから。それにきちつと枠をかけていくということです。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 住環境が悪くならないようにというのがもう最大です。北野小学校は本当に、あそこ全面的に緑地を取っ払って、駐車場にしたいというふうに、道路に面していますからね、したいと思ってはったと思います。

○議長（矢野隆行君） 時間でございます。

次、通告第12号、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、日本共産党、東郷正明です。

まずはじめに、野洲市公共施設等総合管理計画についてお尋ねします。

総務省が2014年4月に公共施設等総合管理計画の作成にあたっての指針を発表しています。それに基づいて、野洲市でも2017年3月に公共施設等総合管理計画が作成されました。総務省の指針では、総合管理計画に記載すべき事項、総合管理計画作成にあたっての留意事項、その他の3つからなっていますが、中心となるものは最初の項目です。総合管理計画に記載すべき事項は、公共施設等の現状及び将来の見通しや公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な指針からなっています。全国では市民生活に大

大きく関わる公共施設が統合、廃止、建て替え、民営化等で大きく動いています。

本市の管理計画作成時の公共施設保有状況は、全123施設、総延べ面積で19万平米でありました。建設予定施設もあわせると129施設、総延べ面積21万平米でしたが、そこでお尋ねします。公共施設等総合管理計画は今後本市にとって将来の展望の見通しや、また財政計画にも影響を及ぼすところですが、道路や橋梁、下水道など、直接生活に関わるインフラ整備や社会教育施設、福祉施設、文化施設、体育施設、市営住宅等、多くの施設がありますが、本市の公共施設等総合管理計画における一番の優先課題は何か、基本姿勢についてもお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、東郷議員の1点目のご質問でございます。公共施設等総合管理計画における一番の優先課題及び基本姿勢についてということでお答えさせていただきます。

平成29年3月に策定をいたしました野洲市公共施設等総合管理計画におきましては、優先課題のような特定特化したものはございません。全市的な視点に立って、市民サービスの水準を維持しつつ、中長期的な公共施設等の更新、統廃合、長寿化などによりまして、適正配置を推進することとしております。その基本姿勢は、施設の廃止ありきで進めるのではなく、設置目的に合った利用がされているか等の十分な吟味を行いまして、また施設が提供しているサービスや事業の必要性などもあわせて検討することとしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 総合計画は平成29年度から平成68年度、平成ということは今もうなくなるとは思いますが、この40年間となっています。この計画は、総務省の公共施設更新費用試算ソフトで施設分類にあわせて単純に作成されたものであって、今後の高齢化社会になっていく中で市民生活の変化もありますし、また本市の場合、特に学校教育施設が大きく占めている割合が高い状況になっています。小中学校の耐震化工事も終わっているが、改築や大規模改修を必要とする施設もまだ多く残っています。子どもたちが安心して学べる環境整備が求められるところです。予想される南海トラフ、洪水被害などの自然災害なども踏まえて、中長期的な計画と社会情勢に迅速に対応できる安心安全のまちづくりビジョンはどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） ちょっとご質問していただいている内容と若干は関連するんですが、事前に通告もいただいておりますので、わかる範囲でお答えさせていただきたいと思うんですが。

○議長（矢野隆行君） ちょっとそこは通告が行っていないんですね。

○15番（東郷正明君） 具体的にはね。

○議長（矢野隆行君） 2番の総合計画でしていただけますか。通告どおりで。

じゃ、東郷議員。本来の通告でお願いできないですか。2番ですね。総合計画。どうぞ。

○15番（東郷正明君） 総合計画に対して現在の状況はどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、2点目のご質問でございます、総合管理計画の現在の状況についてお答えをさせていただきます。

本計画で示しております公共施設等マネジメント方式における全庁的な取り組み体制の構築と情報共有に基づきまして、各部の次長級を主な構成員とします野洲市公共施設等マネジメント推進会議を平成29年9月に設置をいたしまして、平成32年度までに定める個別施設計画の基本的な方針となる公共施設のあり方について現在検討を進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） マネジメント個別施設の計画など、検討されているということですが、その計画した時点と現在の到達点というのは、その辺はいかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 先ほどもお答えさせていただきましたが、公共施設のあり方について、現在、今年度において検討しているところでございますので、これにつきましては、今後10年間の第1期の整備方針を示すものでございまして、全体の計画期間は40年でございまして、第1期から第4期まで計画をしてございます。この公共施設のあり方につきましては、今年度中の策定を予定してございますので、適切な時期がまいりましたら、議員の皆様にもお示しさせていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 公共施設で野洲の大篠原の体育センター、クリーンセンターの近くのね、あそこがなくなりましたし、また図書館の市民活動支援センターが北部合同庁舎のところで活動もしておられます。そういう中で、体育センターで使用していた人、これも流れとして仕方がないところもありますが、この活動していた人からの要望とか、そういうのはないのか。あるいはまた、北部合同庁舎で市民活動が行われますよね。それで、そこでそれだけ十分な、そこに移るということが、そういうのはいいんですが、十分なスペースがあるのかどうか、そして専門的な人がそこで配置されるのか、その辺あたりをちょっとわからないんですか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 今、お尋ねの件でございますが、通告いただいておりますので、お答えすることはできません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） ちょっと通告が入っていませんので。同じあれで関連があるといいんですけど。東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 総合管理計画では、保有している全ての施設をそのままの施設量で保有すると、将来的には余剰空間の増加が考えられると書いてあったんですけども、一人でも多くの人に野洲に住みたいまち、思えるまちづくりのためには施設としてなくてはならない施設があると思うんです。そういう状況で、有効な施設を残し、財源も考えなあかんし、その辺は考えながら市民生活に支障のないような施設のあり方をどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） その点につきましては、今現在、検討を進めております公共施設のあり方について十分に各部次長級が寄りまして、検討をしている最中でございますので、先ほども申し上げましたように、今年度中の策定を目指して今現在、事務を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） さっき、財源もと言いましたけども、財源ありきではなく、住民の立場に立って推進していただきたいと思います。

次に、公共施設は市民の財産であり、市民生活のコミュニケーションと地域経済の活性

化にはなくてはならないものであります。老人憩いの家では、比留田、野田、比江が用途廃止となっていました。現在の管理状況についてお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、3点目の老人憩いの家の現在の管理状況についてお答えいたします。

老人憩いの家は、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として、現在、旧中主町エリアに11カ所を設置し、地元自治会と協定を結んだ指定管理施設でございます。ご質問の比留田、野田、比江の憩いの家の管理状況につきましては、他の8自治会と同様に平成32年3月31日までが指定管理期間でございますので、指定管理業務に関する協定書に基づき、指定管理者であります地元自治会によって管理いただいている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 32年までは指定管理者ということで、その後はどうなるのか、今後の管理について大事なところですので、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのその後の取り扱いについてのご質問でございますが、先ほど来、小山部長の方が申しあげました今後の考え方というのは、現在、検討中でございますけれども、1つの考え方といたしましては、11自治会ありますその施設につきまして、そのまま使うということになりますと、そのまま自治会の方に譲渡をさせていただく。それから、使わないということになってきますと、その部分を除却するような方向性で一旦は地元の方と今後詰めさせていただきたい、かように思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 使うというときは使うと。除却のときが問題なんですけど、そのときに自治会の負担にならないようなことを求めておきたいと思うんですけども、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの除却の費用でございますけれども、基本的に市の施設ではございますが、従来建ったときの経過、あるいは使われている今までの

使用、その辺から考えますと、地元の施設という考え方が非常に多いございますので、地元の方の負担の方も一部いただけるような形で検討の方をさせていただきたい、かように思っております。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 地元の施設という考え方、地元の一部負担ということは、市も行政も負担していただくということでいいんですかね。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 今の負担の関係でございますが、いろいろな制度、市の単独だけではなくて、いろいろな補助とか、いろんな制度を利用しながら一番有利な方法で考えていきたいと、そのように考えます。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） この問題については、十分自治会等とお話ししていただいて、自治会に負担がかからないような対策でよろしくをお願いします。

次に、2つ目の質問に入ります。

○議長（矢野隆行君） 4番目はよろしいですか。もう一つありますけど。どうぞ。

○15番（東郷正明君） 済みません。4番目に入ります。

公共施設等総合管理計画では、簡易評価結果を利用者視点と管理者視点から分けをされて、更新検討、継続保全、利用検討、用途廃止に4区分にされていたが、現時点で変更された施設はあるのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、東郷議員の4点目のご質問でございます。簡易評価における現時点の区分変更の有無についてお答えをさせていただきます。

簡易評価は施設の詳細な情報ではなく、建築年や運営コスト、点検結果や活用率といった12種類の情報のみで評価をしてございまして、施設の具体的な方向性を決定しているものではございません。したがって、簡易評価による区分の見直しは予定しておらず、現在は個別施設計画の基本的な方針となる公共施設のあり方について現在検討を進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 区分の変更はないということ。変更の予定がない。変更されていないのね、全部。そのまま予定どおりに推進されているということですか、今現状で。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） そういった部分も含めまして、現在、それぞれの個々の施設につきましては、現在、それぞれ検討を始めているところでございますが、当計画において、先ほども申し上げましたように、個別の施設について、具体的に詳細な点検をして、その結果に基づいて表しているものではございませんので、12種類の情報で評価をしているということで、その施設の具体的な今後の将来的な方向性について決定しているものではございませんので、ある一定の標準的な目安として示しているものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 大篠原の体育センターは確か利用検討となっていたと思うんですが、諸般の事情にあって、温浴施設、あれも住民の声ですので、ありますが、その辺は、それで体育センターが今は使っておられない。それで、それまで使っておられた団体とか、たくさんあったと思うんですけど、その辺の対応とかはどのようにされていたのですか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 私は教育部長をしていましたので、体育センターの廃止の関係で提案させていただきましたので、ご説明申し上げますが、体育センターにつきましては、今年度末をもって廃止させていただくということで条例提案して可決をさせていただきました。今現在については、ご利用いただいているという状況でございます。

それと、今ご利用いただいている方々に対しましては、一応、今残っている、いわゆる体育館、あるいはB&Gの体育センターの方、これの余った時間というか、あいている時間、いろいろと調整いただければ一応利用していただけると、このような状況で考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） いずれにしても、体育館もこっこの体育館も使えますけども、使用料金も違いますし、できるだけ住民に使いやすい方向で対応していただきたいと思えます。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。再開を2時40分といたします。

(午後2時29分 休憩)

(午後2時40分 再開)

○議長(矢野隆行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

東郷正明議員。

○15番(東郷正明君) 2つ目の質問に入ります。公共交通について質問します。

先ほどの東郷克己議員とも重なるところがありますけども、答弁をよろしくお願ひします。

今年の5月1日から近江鉄道バスが大幅減便になっています。その内容は、野洲駅北口から発着で吉川方面は昼間と夜が減便になっており、特に木部循環は9本が2本となり、大幅な減便となっています。近江鉄道バスは民間企業とはいえ、地域住民の移動手段の貴重な役を果たす公共交通です。

そこでお尋ねします。2月議会では近江鉄道バスの減便について、民間の経営なので、物を言う立場にないという答弁がありました。担当部長さんは替わっておられますが、認識についてお尋ねします。

○議長(矢野隆行君) 市民部長。

○市民部長(田中千晴君) それでは、東郷議員の公共交通についての1点目、近江バスの減便についての認識についてお答えいたします。

民間の路線バスは、地域の公共交通において必要不可欠なものであると認識しております。このたびの民間バスの減便につきましては、市としては市民の利便性の確保のために減便再考を求める協議、要望はさせていただきましたが、経営自体は民間により行われておりますので、判断されたことを覆すことはできません。これは部長の交代によって変わるものでもございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長(矢野隆行君) 東郷正明議員。

○15番(東郷正明君) 近江鉄道は民間企業とはいえ、地域住民の貴重な足であると言うなら、この減便に対してどのように受けとめておられるのか、お尋ねします。

○議長(矢野隆行君) 市民部長。

○市民部長(田中千晴君) 今回の近江バスの減便ですけれども、先ほどもお答えいたしました、民間バスですので、地域の公共交通においては必要不可欠なものであると認識しております。こちらの方も利便性確保のために一貫して継続の要望をしております。

結果は大変な残念な結果となりましたけれども、これはもう判断されたことを覆すことはできませんので、大変残念だと感じております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 共産党市議団は去る3月22日に近江鉄道バスに申し入れを行い、減便計画の中止を求めましたけれども、減便理由として、運転手不足で運行が困難であることや赤字路線で採算が合わないことを上げられました。公共交通機関の減便は、町の活力を失うだけではなく、より過疎化集落になってしまいます。高齢化の進む中で、公共交通機関としての路線バスは欠かすことができません。市として、公共交通を守るためにどのような対策をとってきたのか、また今後の対応についても答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、2点目の公共交通を守るための市のどのような対応をとってきたのか、また今後の対応についてというご質問についてお答えいたします。

市といたしましては、コミュニティーバスを平成22年度から4路線にて運営を開始してまいりまして、平成24年度には新たに中央循環コースをふやしております。そして、平成31年度には既設の各コースを根本的に見直しまして、2コースをふやすこととしておりまして、地域公共交通における市民の利便性の確保を図ってきたところでございます。

民間路線バスの減便につきましては、運営する民間会社からお話をいただいた時点において、減便回避のための要望は、また協議は行ってまいりましたが、先ほどもお答えいたしましたけれども、大変残念な結果ではあります、結果として減便がされているのも事実でございます。しかし、これは需要が減少していること、そして議員もおっしゃいました運転手不足が大きな原因でございますので、民間の路線バスを維持するためには地域による需要喚起も必要と考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 既に5月から減便となっておりますが、今言ったようなバスの運転手の不足とか採算とか、いろいろありますけれども、近江鉄道バスは数年前から減便のことは市に言ってきたということでありまして、それはここの野洲市だけでなく、全国的にも減便、廃線が行われており、今回のことが、本市、減便が予想されたんですけども、どのような認識を持ち、対応されてきたのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） この減便に対してどのような認識を持ち、対応してきたのかというご質問でございますけれども、こちらといたしましては、減便のお話があった時点から継続をいただきたいという姿勢で臨んでおります。最終、具体的な案が出されてきましたのが本当に時刻表とかを出されてきましたのが2月でしたので、近江バスさんと地元の方とも協議はされておられまして、また地元の方から市の方にも要望いただいておりますけれども、こちらとしては一貫して継続いただきたいという認識で要望してまいりました。

また、赤字ということで、いろんな利用促進案であるとか補助であるとか、そのような要望はどうかということも近江バスさんにはお示しを願いたいということでもございましたけれども、最終的に、やはり運転手不足、乗務員が確保できないというお答えで減便されておられますので、本当に残念な結果と思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 具体的な内容は2月ということなんですけれども、これはそういう減便するという話はもっと前から聞いておられなかったのですかね。具体的には2月だけでも、それ、減便するという話はあったと思うんですけれども、それに対して近江鉄道バスとは何ら話し合いとか、そういうのは行われていなかったのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 2月に具体的な案が出てきて、それ以前はどうだったのかというご質問でございますけれども、総務常任委員会の方の調査の方にも資料を出させていただいておりますけれども、廃止の希望があったのは7月27日からでございます。それ以降一貫して継続の要望をしてまいっております、何か具体的な路線維持を前提に検討したいので、具体的な何か案を示してほしいということも近江バスさんの方には申しておりました。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 具体的な話は、変わりますけど、2月でしたけれども、その前に7月28と言われたかな、そういうちらっとそういう話があった時点でもう少し向こうの話を持つのではなく、こちらからもっと具体的な突っ込んだ話ができなかったのかどうか、

お伺いします。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 当然、議員おっしゃるように、承服できないということで、具体的な案を出してほしいということでもこちらも要望しております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 次に行きます。

路線バスの減便が過疎化に拍車をかけることは火を見るよりも明らかです。ともすれば、将来廃止路線になっていくのではと危惧もされます。路線バスの減便を放置するのか、あるいは何らかの代替え交通機関で穴埋めをするのか、その選択が今問われています。その考えをお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、3点目のご質問の路線バス減便に対する穴埋めについてお答えいたします。

民間路線バスが減便となりましたのは、先ほどもお答えいたしました。需要の低迷も原因の1つでございます。需要が多く見込めないことを考えますと、限りある公共資源の投入をすることについては困難であると考えております。

なお、今後もバス会社より減便についての通知があった場合は、運営する民間バス会社に対して市民の利便性確保のため協議、また減便回避のための要望をしていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） いずれにしても、近江鉄道バスからはコミバス導入の計画をするときにもっと相談してほしいと言われております。湖北の方では朝から夜までコミバスを民間委託で行っているとのことで、今後も減便や廃止が予想されております。その対応が本当に必要となってきます。廃止にならないように、やっぱりそれは市としても、相手は民間会社なんですけども、その辺はうまくスムーズに住民の利便性が失われないような対策をお願いしたいと思っておりますが、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 住民の対策をということですが、こちらの方はコミュ

ニティーバスを充実しておりますので、そのように対策をしていきたいと思いをします。

先ほど東郷議員がおっしゃいましたコミバスの減便の前に相談してほしいということですが、こちらの方は近江バスさんからそのようなことは聞いておりませんが、どのようなことであったかというのをちょっと、これは反問、確認をさせていただきたいと思いをしますが、よろしいでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。相談があったかということですね。

○15番（東郷正明君） 近江バスとの話をしたときにそういうことも早く相談してほしいと聞いています。

○議長（矢野隆行君） あったということですね。

○15番（東郷正明君） はい。

○議長（矢野隆行君） じゃ、次、行って下さい。

○15番（東郷正明君） 次、行きます。

4番、市の循環バスのおのりやすの増線計画もされていますが、実施されるのは平成31年4月からの予定となっておりますが、路線バスが減便になっていることから、自治連合会や市民からも半年早めてほしい要望もあります。半年早めることを検討すべきではないかと思いをしますが、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、4点目の市のコミュニティーバス増線計画の前倒しについてというご質問についてお答えいたします。

市は近い将来想定される少子高齢化を見据え、市のコミュニティーバスに関し、平成28年度から新たな改善案の検討を開始しております。平成29年度に実施調査を行い、公共交通会議にも何度も諮り、議論を交わし、本年2月に最終案についてパブリックコメントを行うことにより、広く市民から意見を募り、可能な範囲でこれを反映させた結果、今の見直し案となったものでございます。

これによりまして、平成31年度からは新たにコースをふやし、増便も充実させるなど、内容も大きく変更することとなりました。これにより市民の利便性が大きく向上する見込みですが、この準備に要する期間がございます。内容につきましては、バス車両の準備、時刻表の印刷、バス停の準備、また関係機関への届け出手続等がございますので、これに期間を要することから予定よりも早めることはできないものでございます。

また、先ほど公共交通会議と申しましたけれども、こちらの方には近江バスさんの方も

委員として参画されておられますので、コミュニティーバスを見直すということをご承知であったかというふうに私どもは認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 今の案になったその後にこの減便が明らかになったんやと思うけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 見直し案を31年度から見直すという話は29年度の協議でしておりますので、その途中で減便をされるということになったということでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） いずれにしても、減便になったら、市民の足がなくなりますし、市民が困ったときに市民が頼るのは行政しかありません。市の循環バスの計画は早めることはできないということなんですけども、できる限り、足の確保ができるような対案も考えていただきたい。

次に入ります。

少子高齢化、人口減少、マイカーの普及等により、路線バスの利用者は少なくなっています。そうした中で、最近では財政負担の軽減や公共交通空白地域の解消に向けて、路線定期型交通にかわるデマンド型交通を導入する自治体がふえています。デマンド交通は路線定期型交通とは違い、運行方式、運行ダイヤ、発着時の自由な組み合わせにより、さまざまな運行形態があります。地域によって方法は異なっていますが、デマンド型交通の導入を検討されることはできないのか、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、5点目のデマンド型交通の導入についてのご質問にお答えいたします。

先に東郷議員のご質問でもお答えいたしましたとおりでございますが、野洲市のコミュニティーバスは制度的にも財政的にも費用対効果はかなり高いと認識しております。このことから、今後もコミュニティーバスによる公共交通を推進するというところで、現時点ではデマンド型交通の導入は考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 減便は全国で今起こっています。そのため、いろんなアイデアや工夫で今、公共交通の利便性をなくさない取り組みが行われていますし、また栃木の小山市や鳥取の伯耆町でもそうした取り組みが行われています。今後、ぜひ検討の上に検討を重ねて、利便性を失わないような野洲市にさせていただきたいと思います。また、引き続いて検討もお願いしておきます。

次に入ります。

次の質問です。中主小学校大規模改修は、平成30年に始まり、平成31年度以降、順次工事が行われます。中でも旧館は建築が昭和32年4月であり、経過年数は築60年となっています。過去に大規模改修は2度、小規模改修も行われていますが、今回も耐力調査の結果、大規模改修となりましたけれども、大規模改修の中にはプールが入っていません。現在のプールは、ポンプ室の扉がゆがんでいたり、またプールのシールがはがれているなど、不具合もあります。特に低学年が使用しているひょうたん型のプールは非常に狭く、1学年が同時に使えないため、授業時間の工夫が必要となり、先生に過重負担がかかっています。せめて1学年が使えるプールにすべきではないかと考えますが、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、東郷議員の学校施設の改善の1点目、中主小学校のプールについてのご質問にお答えいたします。

ご指摘いただきましたポンプ室の扉やプールのシールなど、プール設備も含め、学校施設につきましては、各校の実情を見た上で緊急性の高い箇所から順次修繕してまいります。低学年が利用するひょうたん型のプールにつきましては、これまでも授業時間の工夫などで適正に運営されていることを学校にも確認しておりますので、問題はないというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 今、適正に管理されているということなんですけども、現に先生とかは1学年一同にやれるようなプールに、この大規模改修のときにしてほしかったという声もありました。その大規模改修のときこそプールを入れるべきではなかったのか。これが今できないのだったらいつできるのか、お聞きします。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） プールの改修につきましては、現時点では計画がないので、その時期はお答えすることができません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 計画がないからといって、今の時点で答えられなくても、できる限り早く、そうした計画を入れていただいて、また検討していただきたいと思います。また、よろしく申し上げます。

次に、中主中学校のトイレのにおいがひどいので、今、改善が必要です。2016年11月の一般質問でも取り上げましたけれども、ほとんどが和式トイレであり、洋式トイレの改修が必要だと思います。改善を求めたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、2点目の中主中学校のトイレについてのご質問にお答えいたします。

まず、トイレのにおい対策としましては、児童・生徒によります日常の適正な清掃指導やトイレの換気、また排水管のキャップ処理などにより、改善を図ってまいりたいというふうを考えてございます。

それと、トイレの洋式化につきましては、これまで議会の場でもお答えしていますとおり、今後、施設の大規模改修時において必要に応じた設置を進めてまいりたいというふうを考えております。洋式化も含めて、設置の方を進めていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） トイレのにおいで管理、清掃とか、そんなんで、これはちょっと非常に難しいと思うんですけども、やっぱりせめてそのにおいがなくなるように配管の更新とか清掃とか、いろんな方法を考えられると思うんですけども、そのあたりは検討していただけないんでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 今お答えしましたように、日常の清掃管理である程度解消できるように聞いておりますし、また本当にそのにおいの原因になるような箇所があれば、

そこは改修しないといけないというふうに考えておりますけども、適正に改善を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 洋式トイレの変更は大規模改修と言われましたけれども、これ、ほんまにいつになるかはわかれへんと思うんですよ。やっぱり、その時期は明確にしてほしいなと思うんですけども、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 大規模改修の時期ですけれども、今年といいますか、今進めているのは中主小学校と野洲北中学校を進めております。その後、予定しておりますのが北野小学校、それから中主中学校と、こういうふうになってきます。今進めている大規模改修事業の完了の目処が見えきた段階で次の段階へ入っていくというような流れで予定しております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 予定は予定として、また時期等はできるだけ早い時期に明確にさせていただきようお願いします。

次に入ります。

中主中学校の体育館の排煙装置なんですけども、かたいために窓がぴちゃっと閉まらないので、雨や風のときに、台風のときにそこから吹き込んでくるということなんですけども、改善が早急に必要と思いますが、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、3点目の中主中学校の体育館の排煙窓のご質問にお答えいたします。

ご指摘の体育館の排煙窓のぐあいなんですけれども、ご指摘のように、今、不具合が生じています。この排煙窓は非常に高い所にございまして、その構造上、開け閉めが全て、高い排煙窓は全部連動しておりまして、あけるのに何かワイヤーかなんかで一斉にあいたり、閉まったりするような、そういう構造になっています。これをきちっと直そうとしますと、相当な経費がかかるということ聞いておりまして、ただ雨風が吹き込んでくるというのも事実でございますので、応急的な修繕で対応するよう、今進めております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） ぜひ応急的な対応とまた本当の改善の方にもまたやっていただきますよう、よろしくお願いします。

次に、北野小学校、中主小学校では、グラウンドの水はけが悪いため、雨が降ると水がたまって、翌日、グラウンドが使えないことがあります。この件に関して、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、4点目の中主小学校、北野小学校のグラウンドの水はけのご質問についてお答えいたします。

それぞれ、グラウンドには暗渠排水設備を設けておりまして、全ての学校のグラウンドには暗渠排水が整備してございますが、その機能が低下しているということが考えられます。水はけの件については、先ほど野並議員のご質問にもお答えしておりますけれども、多額の経費もかかるということで、その改修の見通しは現時点では立っておりませんので、その時期というようなものについてはお答えができません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） このグラウンドなんですけども、中主小学校では休日の早朝にグラウンドの水たまりの処理しておられる姿をよく見かけます。朝早くから5時台からやってはるときもあります。暗渠排水が機能していないので、でこぼこに水がたまる、本当に財源もありますけれども、できる限り早く対応していただきたいと思います。大規模改修があって、トラクターも出入りすると、また余計グラウンドも悪くなりますし、そうした後にもそういった対応をよろしくお願いいたします。

次に、市内の多くの学校に共通した課題としては、保護者会や運動会などのときに、駐車場が少なく、駐車できない状況となっています。車社会の今日、駐車できるスペースの確保が必要と思いますが、対応について答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、5点目の駐車場スペースの確保についてのご質問にお答えいたします。

これについても、先ほどの野並議員のご質問でもお答えしましたとおり、現状での運用

を考えておりました、その駐車場の必要性など、検討して上で今後、解決に向けて取り組みますけれども、現状では今の状態での運用を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 先の質問でもあったんですけども、町の中心部にある学校は比較的いろんなコミセンとかあって、そこに入れるんですけども、郊外にあるところは、やっぱり運動場そのものに入れんならんとときもあって、中主小学校の場合やったら、この間なんか320台来て、運動場に、グラウンドに入ったということも聞いておりました。そういうスペースが、やっぱり地域の自治会の協力も必要になってくると思いますが、そうしたことをまた学校だけの対応だけではなく、行政も地域やその他の関係機関とも対応していただいて、対応できるようにまた工夫をしていただきたいと思います。

次に入ります。

防犯や緊急対応では、学校内の内線やインターホンの整備が求められます。北野小学校、野洲北中学校、また祇王小学校でも整備が必要ではないかと思いますが、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） それでは、6点目の学校内の内線やインターホンの整備についてのご質問にお答えいたします。

防犯対策とか緊急時の対応については、インターホンなどの整備の状況にかかわらず、各学校でそれぞれ組織的に対応していただいているところでございます。

なお、今、ご指摘のあった野洲北中学校につきましては、今回の大規模改修とあわせて整備できるよう検討しているところでございます。

また、北野小学校、祇王小学校ですけれども、現状で言いますと、北野小学校には裏門の方にはインターホンが付いてございまして、玄関の方にはちょっと付いていないと、こういう状況です。

内線ですけれども、内線も北野小学校増築校舎には設置されているんですけど、旧館の方にはないと。それぞれちょっと事情がございまして、祇王小学校についても、玄関にインターホンがあるけれども、内線が整備されていないとか、各学校によって、それぞれいろいろ事情がございまして、そういうものは今後の改修時にあわせて整備をきちっとしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 児童の不慮のけがとか病気、あるいは火災、校内の緊急対応、そういう中で児童の命、健康を守る上でそうしたインターホンとか内線は重要な役割を果たします。緊急対応の充実、やっぱり最近はいろんな事件もありますし、そういったときに1秒でも早く対応がとれるよう、求めてまいりたいと思います。そうしたことを要望しておきたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 今お答えさせていただいたように、大規模な改修を順次進めていきますので、そのときにあわせてきちっとしていきたいというふうに考えておりますし、それから学校の現場の方にも来客の方がいらっしゃった場合には声をかけて用件を聞いたりとか、声かけですとか、あるいは危機管理マニュアルがございまして、そういったものに沿ってきちっと対応しているということでございますので、インターホンの有無にかかわらず、さっきも言いましたけども、その辺は組織的にきちっと学校の方で対応していただきますので、そういう意味では問題はないと思っていますけども、設備については今後改修にあわせてということでございます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） いずれにしても、安心安全の学校施設であることを願うものですけれども、またそういう面で大規模改修とも言われていますけども、そういうとき、予算的にもそんな大きなお金がかからない問題には、やっぱり早急に対応していただきたいことを申し上げて、今日の質問を終わります。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 次に、通告第13号、第5番、坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） それでは、第5番、新誠会の坂口でございます。

市民病院開院に向けた周辺整備ということで、今、駅前南口が市民病院建設によって、大きく変わろうとしております。駅、市役所、病院、銀行など、生活の利便性の向上によって、マンション計画が今後活発化されると予想をされます。現在、建設中のマンションでは50台の駐車台数を保有され、市役所前交差点へ流入が考えられます。また、駅南口利用者も前年度よりふえまして、2年後、病院が開院しますと、関係者並びに一般車両が中央道から市道下水門線へと病院の一般車ロータリー、また立体駐車場へと向かわれます。

現在、駅周辺渋滞時間は7時から8時、中でも7時半から8時ごろは大渋滞が発生しております。市民病院が外来診察受付時間が8時30分からとすると、8時ごろには南口周辺道路も移動中となり、そこへ緊急車両が入ってくること、1点、6回、1日出動も考えられ、道路進入路確保のため、アプローチの安全性とわかりやすい動線の確保のため、駅前エリアの見直しの検討を願いたいと思っております。

課題でありました国道8号バイパスの完成によりまして、渋滞緩和も考えられますが、2年後、想定できる道路整備と周辺道路渋滞の緩和策をどのように考えるかを聞きたいと思います。まず、第1、小・幼・保の登下校時の安全面を考えた歩道及び交差点、信号の改良を質問いたします。お願いします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 坂口議員の市民病院開院に向けた周辺整備のうち、1点目の小学校、幼稚園、保育園の登下校時の安全面を考えた歩道及び交差点、信号の改良につきまして、お答えをいたします。

野洲市民病院予定地周辺の通学路の状況といたしましては、県道野洲停車場線、市道野洲中央線、市道小篠原稻辻線、市道野洲駅南線など、通学路は歩道が整備されており、児童は安全に通行することができますが、野洲市民病院の開業によりまして、市道野洲中央線と市道野洲駅下水門線の交差点は通行車両の台数が増えると考えられ、道路を横断される歩行者への安全対策が必要と考えております。市といたしましては、交差点の安全対策といたしまして、滋賀県公安委員会へ信号機の設置を要望し、市道野洲中央線から市道野洲駅下水門線へ右折する際の右折だまりの延長を考えていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） 昨日、議会が終わりましたから、略図をつくらせていただきました。私がこうなったらよいなと思うところ、改良場所をマーキングしてまいりました。ちょうどこの赤点の信号のマークが入ったところですが、私も中央線、下水門線、このプール横ですが、交差点信号設置は必要と考えております。ところが、京都新聞によりますと、県内では信号設置が新設ゼロと、とても厳しい状況にあるということですが、信号設置は大丈夫でございますでしょうか。質問といたしまして、よろしいですか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 信号設置の件でございますけれども、確におっしゃるように権限は市ではございませんでして、公安委員会の方でございますので、市としては要望させていただくという立場になりますけれども、この地点の信号機につきましては、従来からも通学路でもございますので、地域の方からご要望いただき、要望はしている箇所ではございます。ただ、野洲市民病院が開院することによりまして、交通状況等、随分変わることが予想されますので、市といたしましては、より一層、重点要望地域として位置付けて要望してまいりたいというふうに考えております。

今おっしゃっていただきました京都新聞の記事でございますけれども、新しい道路ができたときなど、必要な場所には当然、新設するというのも最後のところに書いてございます。こういったこともございますので、市としては、必要性を強く訴えてご理解いただけるように要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。私も実は持っておりました。提示するのを忘れておりました。病院開院前に早急に実現できるよう、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、2番の質問でございます。

その前に訂正を願いたいと思います。私、「門田稲辻線」と書きました。こちらは「小篠原稲辻線」の間違いで訂正をお願いいたしたいと思います。この件、三上部長には朝、訂正を伝えております。よろしくをお願いいたします。

それでは、小篠原稲辻線妓王井川沿い道路拡幅整備についてを質問いたします。よろしくお願ひします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、2点目のご質問でございます。小篠原稲辻線妓王井川沿いの道路の拡幅整備ということでお答えをさせていただきます。

小篠原稲辻線妓王井川沿いの道路の拡幅につきましては、市道8号線の分岐点から市道野洲駅下水門線までの野洲小学校の運動場沿いのところの道というふうなことになりますけれども、ここにつきましては、現状に課題があるというふうな認識はしてございます。道路拡幅をするということになりますと、対応方法として、例えば暗渠化などが考えられ

ますけれども、これは関係機関との協議、あるいは財源の確保、こういった調整に相当な時間を要すると思われる事項がございますので、早期の対応は難しいというふうに考えているところでございます。

また、市道野洲駅下水門線から下流へ約250メートルあたりでございますけれども、このあたりにつきましては特に道路幅員が狭く、車両の交互通行も困難な状況であるという事は把握をしております。道路沿いに家屋が立て込んでいることから、道路の拡幅はここも厳しい状況でありますけれども、一級河川妓王井川の改修、これとあわせまして、可能な限り道路が拡幅できないか、そういったことにつきまして、滋賀県の方と協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） 私も駅前の住民の皆様も暗渠化については、妓王井川の歴史を考えると難しいことはわかります。賛否も分かれると思いますが、今後も県と積極的に協議いただきまして、朗報をお待ちしております。

また、この張り出し歩道について、前から妓王井川沿いは言われているかと思うんですが、これの撤去、もしくは整備というのはお考えになっておりますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 先ほどの答弁でも申し上げましたように、課題があるというふうな認識はさせていただいております。ただ、撤去となりますと、また歩道がなくなるということになりますし、じゃ、かわりに子どもたちの通行の安全をどう確保するのかといった問題も出てまいりますので、ここは一定、そういった対策が見えてくるまでは現状を何とか維持をさせていただく形になろうかなというふうに思います。

○議長（矢野隆行君） 坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） それでは、次に移らせていただきます。

一方通行など見直しを含む開院に向けた、あらゆる想定できる見直しはということで質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、3点目でございます。一方通行など見直しを含む開院に向けた、あらゆる想定できる見直しについてということでお答えをさせていただきます。

まず1点目のご質問でお答えを致しました市道野洲中央線と市道野洲駅下水門線の交差点への信号の設置及び野洲中央線の右折だまりの延長、これを想定しております。そして、ご質問いただいております一方通行の見直しでございますけれども、現在、市道小篠原稲辻線につきましては、一方通行規制がございます。この道路は野洲小学校児童の通学路でございます、道路幅も狭いことから、駅前、また小篠原等の自治会と野洲小学校PTA等の皆さんの要望によりまして、平成12年から県道野洲停車場線方向のこちらに向いてのみの一方通行をとという形になってございます。このことから、病院の開業時には和田方面から野洲市民病院への車のアクセスにつきましては、市道野洲中央線を市道野洲駅下水門線へ右折するという形になります。

このことから、市道野洲中央線の右折滞留車両の軽減を考慮いたしまして、市道小篠原稲辻線のうち、市道野洲駅下水門線から県道野洲停車場線までの区間につきましては、通学路ではございませんので、地元自治会の皆さん及び滋賀県公安委員会と協議をさせていただきまして、一方通行の解除など、有効な対策を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、和田地先の市道小篠原稲辻支線2号というのは、久野部の跨線橋の下のところですね。和田の交差点からJRへ向けて入っていくところの道でございますけれども、ここから県道野洲停車場線までの一方通行につきましては、通勤通学の自転車や歩行者の方、また野洲駅方面への車両の通行も多いというふうな状況がございますので、現状の道路幅員を考えますと、一方通行の解除は適切ではないのかなというふうに考えております。

また、反対側、西側でございますが、市道8号線との分岐点から市道野洲駅下水門線、先ほど申し上げました野洲小学校の運動場沿いのところの道でございますけれども、ここにつきましても、小学校の通学路ということでございますので、一方通行の解除は適切でないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） もう一度場所の確認をさせていただきます。これも赤色部分でマーキング部分でよろしいですね。はい。確かに私も確認しております。唯一通学路になっておりませんので、ぜひともお願いしたいと考えております。よろしく申し上げます。

ただ、先ほどの2番の質問の暗渠化がこの一方通行の解除区間、いわゆる今、赤で示している部分でございますけど、ここで地元の皆さん等の理解をしてもらえることが可能で

あれば、できれば暗渠にしたいなという考えはございます。野洲駅南線、駅からのロータリーから真っすぐ降りていったところでございますが、そこからの右折がもし可能となると、渋滞はかなり緩和されるように思いますので、今後も含めて、周辺のあらゆる見直しを考えていただきたいと思います。とにかく一緒に考えていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） 次に、通告第14号、第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） 第2番、新誠会、山崎です。質問をさせていただきます。

その前に1点、ちょっと皆さんに考えていただきたいのが、先ほどから公共交通の問題で近江鉄道バスの減便に対して住民の足とか市民の足とか、そういうものが奪われるような表現がかなりされています。それ、私は一企業の人権担当として、考えるにそういう表現は議事録の中によくないというふうに思うんですけど、その辺、今後皆さんの質問の中でそういうものは十分注意していただきたいというように考えますので、まず発言しておきます。

私の質問の方は、この前議会でも出ました一部もう既に質問されています2月20日に出されました工場立地法における緑地面積率の緩和検討、これがインターネット等に出ていますので、私の所属しているいろんな企業の団体ではかなり関心を持たれております。そのことについて質問させていただきます。

市内で企業、事業所を組織する野洲工業会や商工会の活動はCSR（企業の社会的責任）を果たすために環境問題については、野洲市経済部指導のもと、環境保全協定、野洲市生活環境を守り育てる条例第4規定を締結して、住民の健康で快適な生活環境を確保するため、最善の努力を払うこととし、生活環境に対する騒音、振動、ばい煙、臭気等の基準を定めた管理に努めておられます。また、地域活動としては、野洲市で活動されています琵琶湖清掃活動とか、まちおこしのオクトーバーフェスト等に多くの従業員を参加させ、地域との共存に努めておられます。

先に議員の方から質問されました緑地緩和により、住民の苦情が出てくるのは明らかであると、何らかの因果関係でそういうものがあるかわかりません。緑地緩和が進めば、運用は企業の勝手という形で言葉を述べておられます。企業人として、私は常に協定を重んじ、環境課等にいつも指導をいただいております。また、定期的に環境測定、今、住民の健康を害するという、騒音、振動、臭気等については、定期的に報告もされております

と、この辺については、先ほども議員申された内容とは企業のとっている行動については乖離がありますので、ここで一言言わせていただきます。

ちなみに、工場周辺の緑地というような感覚のことを言われていましたけれど、やはり工場立地法で周辺環境のために緑地を周りにやる企業もありますけれど、敷地内でいろんな環境で緑地をとられる企業がございます。だから、工場周辺、道路際に樹木を植えられているところが茂ってしまうと、風で落ちたり、うっとうしいというような住民の意見が出てくるが多々ありますけれど、その辺については、企業も住民との協調ということで切り込み、先ほど新しい工場を建てるために全部切り込まれている。それまでは高木から落ちてくる葉っぱのことで苦情が出ているというのは聞いたことがございます。

前段は置きまして、さて、現在、会員企業というか、工業会、商工会の会員企業の共通の課題として上がっているのは、先ほども言いましたように、工場立地法における緑地面積率等の緩和によって、工場敷地、敷地の有効利用、これは企業が今後成長していくために設備の拡大、増築、建て替え、雇用の拡大による従業員の増による駐車場の整備等々、緑地確保がかなり困難なために、緩和についてはものすごく関心を持たれております。

野洲市において、現在、環境敷地面積25%以上（緑地面積率20%を含む）で、国が定める全国一律の準則に適用されているところですが、地方自治法により、緑地面積率の設定が可能となるところです。既に滋賀県内でも大津市、守山市などにおいて、緑地面積率の緩和が実施、検討されています。

そこでお伺いします。2月に出されたこの内容の確認ということになりますけれど、緑地面積率の緩和を何%を目標にされているのか。2つ目、緑地面積率の緩和実施時期について、そして3つ目としては、生活環境を守り育てる条例にある工場立地法にかからない、いわゆる中小規模事業者からも緑地率の緩和をしてほしいという声を聞いています。その辺、緑地率の設定についてどのように考えておられるのか、3点一括でご回答願いたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、山崎議員の緑地面積率の緩和についてということで一括質問でございます。

1点目の緑地面積率の緩和を何%目標にするのかということでございます。面積率は準工業地域（第2種区域）ですね。そして、工業及び工業専用地域（第3種区域）、そして市街化調整区域の（第4種区域）において10%というふうに今検討しております。

なお、検討にあたりましては、先ほど、野並議員でお答えいたしましたように雇用の確保、それは特に我々というよりはこれからの若い者の雇用、そしてきのうでは田中議員からおっしゃいました障がい者、あるいは困窮者、そういったもののこれからの雇用ということによって、非常に重要なことだと思っております。一方で、環境の配慮、周辺環境への配慮ということをきちっと問題意識として認識して検討してまいりたいと、そのように思っております。

次に、2点目の緑地面積率の緩和の実施時期ということでございます。今、一定シミュレーションも含めて、期間をリサーチしております。そして、パブリックコメントなど、そして当然、これ、議決を求めるということになりますので、それも含めて、今年度内にはというふうに思っております。基本的には今年中にと、年度内というよりも、今年中ということの基本目標には置いております。

次、3点目の生活環境を守り育てる条例の緑化率の緩和ということでございます。工場立地法における規制がかからない事業所、ここにもこの条例によって、一定の努力義務でございますけれども、3%から15%、4段階において努力義務で緑地法の率を課しているというところでございます。したがって、今回、検討しています工場立地法における緑地率を緩和するとすると、それにあわせて当該条例の見直しということを考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。今年中というような検討、議案になりますけれども、皆さんの審議を受けるわけですが、企業としましては、12月近辺には次年度の予算で、多分6月ぐらいからの採用とか、そういう工場全体、事業所全体の人員構成とか、そういう作業の見込みというのが予算を立てて計画しますので、できる限り、こういうものは速やかに進めていただくことによって、地域の活性化につながると思いますので、議案成立に期待しておりますので、努力をよろしくお願いいたします。

質問を終わります。

○議長（矢野隆行君） ありがとうございます。

ただいま東郷議員より答弁の訂正を求められております。これを許します。

○15番（東郷正明君） 先ほど私の公共交通についての質問の中で「交通の足とか住民の足が奪われる」という言葉を使用しましたけれども、その足の部分について、「利便性が

失われる」という言葉に訂正させていただきます。

○議長（矢野隆行君） 以上で、通告による質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明16日から6月27日までの12日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご異議なしと認めます。よって、明16日から6月27日までの12日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。

来る6月28日は、午後1時から本会議を再開いたしたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。（午後3時47分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年6月15日

野洲市議会議長 矢野 隆行

署名議員 工藤 義明

署名議員 野並 享子